

茨木市緑の基本計画 (素案)

人持ちで 緑を育て 緑が育む
ほつといばらき



平成28年2月

茨木市

目 次

第1章 緑の基本計画とは

1. 計画改定にあたって	1
2. 計画の枠組み	5

第2章 茨木市の緑の特性と課題

1. 緑の現況	6
2. 緑を取り巻く社会潮流	32
3. 緑のまちづくりにかかる課題	34

第3章 目指すべき緑の方向性

1. 緑の将来像	39
2. 基本的な方針	39

第4章 緑のまちづくりの取組

1. 市民の生活や様々な都市活動の中で身近な緑を活かしましょう	41
2. 市民の緑への関心を高めるとともに、多様な主体が緑のまちづくりに関わるようにしましょう	47
3. 市民の共有の財産として緑を守り育て、次世代に継承しましょう	50

第5章 重点的・先導的な取組

1. 中心市街地の緑化と元茨木川緑地のリニューアル	61
2. 北部地域の緑を活かした環境づくり	61

第6章 計画の推進に向けて

1. 市民・事業者・行政の役割	65
2. 計画を推進するための要件	66
3. 緑の基本計画の進行管理	67

第1章 緑の基本計画とは

1. 計画改定にあたって

(1) 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条※に基づき市町村が定める計画で、中長期的な視野に立って、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑のオープンスペースの総合的計画です。

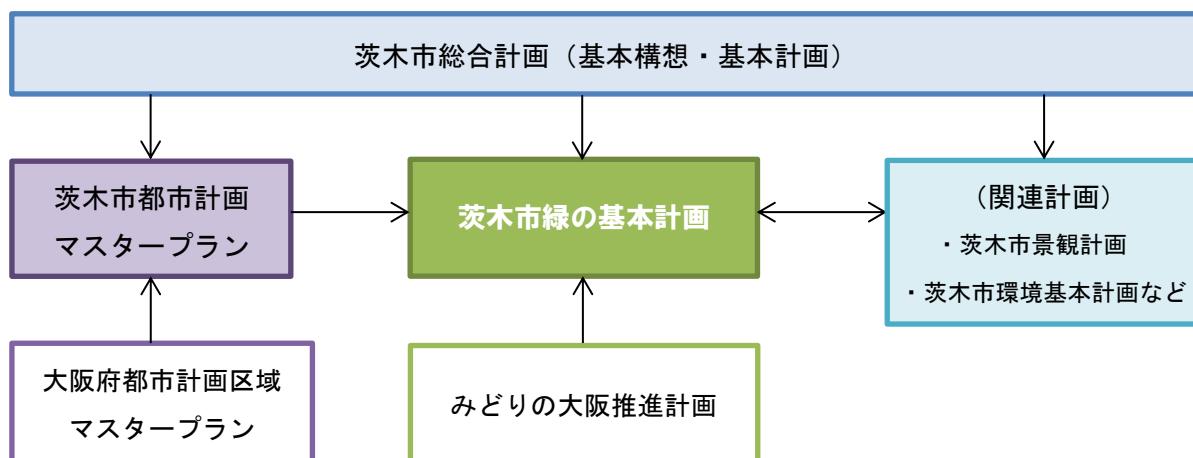
本市の緑の保全・整備や活用のあり方等に関し、平成28年度より概ね25年後を見通しつつ、10年後の目指すべき将来像とそれを実現するための各種取組の方針などを定めます。

※都市緑地法 第4条

市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

(2) 緑の基本計画の位置づけ

緑の基本計画は、上位計画である「茨木市総合計画」や「茨木市都市計画マスタープラン」、関連計画である「茨木市景観計画」や「茨木市環境基本計画」、さらには健康や子育て、保健・福祉、教育など緑にかかわる各種計画を踏まえて策定します。



(3) 改定の背景

本市では、平成12年3月に「茨木市緑の基本計画 緑を育むやさしい都市づくり」を策定し、緑地の保全や公園の整備、公共施設や民有地の緑化等、様々な取組を展開してきました。

しかし、この間に都市緑地法や都市公園法の改正、景観法の制定など緑をめぐる法制度が変化するとともに、本市においても総合計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画などの上位・関連計画がそれぞれ改定されるなど、まちづくりを方向付ける計画の見直しが行わ

れました。

また、地球環境問題の深刻化や大規模地震、集中豪雨の発生の増加などに基づく防災に対する意識の向上、生物多様性の保全の必要性の高まり、人口減少社会の到来、少子化・高齢化の進行、まちづくりにおける参加と協働の機運の高まりといった様々な社会情勢の変化を受け、緑の基本計画も見直す必要性が生じてきました。

これらの背景を踏まえ、今後の本市の緑の将来像を改めて見つめ直し、その実現に向けて市民・事業者とともに、緑の意義やあり方を再認識し、緑のまちづくりの取組をさらに進めるため、前回計画の改定を行うものです。

(4) 計画の役割

第5次茨木市総合計画では、茨木市に住んでいる人には「住み続けたい」、市外の人からは「住んでみたい」「訪ねたい」と思われるまちを目指す思いを込めて「ほっといばらき もっと、ずっと」をスローガンとして定めています。緑の基本計画はその実現に向けて、緑がどのように寄与していくかをとりまとめたものです。

<総合計画の概要>

○計画期間

平成27~36年度（基本構想）、～平成31年度（前期基本計画）

○スローガン

～ほっといばらき もっと、ずっと～ ※

○6つのまちの将来像

- (1) ともに支え合い、健やかに暮らせるまち
- (2) 次代の社会を担う子どもたちを育むまち
- (3) みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち
- (4) 市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち
- (5) 都市活力がみなぎる便利で快適なまち
- (6) 心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち

○総合計画に位置付けられている緑に関する取組

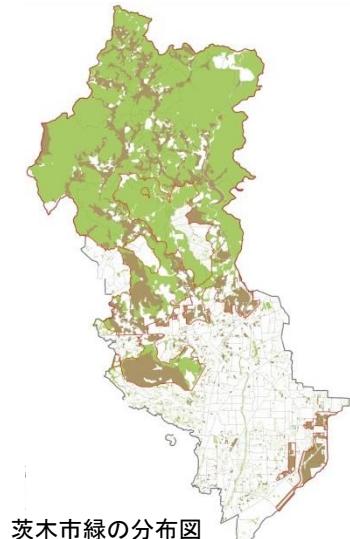
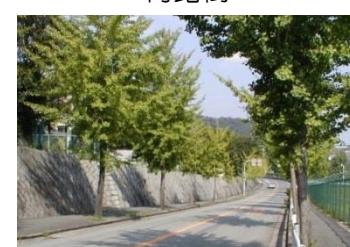
- | | |
|---------------|-------------|
| ・快適で良好な住環境の形成 | ・都市における緑の形成 |
| ・良好な景観の保全と創造 | ・市北部地域の魅力向上 |
| ・環境負荷の低減 | ・都市計画施設の見直し |
| ・都市と緑の共存 | ・自然資源の利用の推進 |
| ・生物多様性の保全 等 | |

※2つの「ほっと」な視点（市民が元気に躍動するまちの姿を表す「HOT」と、誰もがやすらぎを感じ、安心して生活を送ることができるまちの姿を表す「ホット」）で、「もっと」多くの人々に、「ずっと」住み続けてもらえる「いばらき」をめざすということ。

(5) 対象とする緑の定義

本計画の対象とする緑については、以下のとおり定義します。

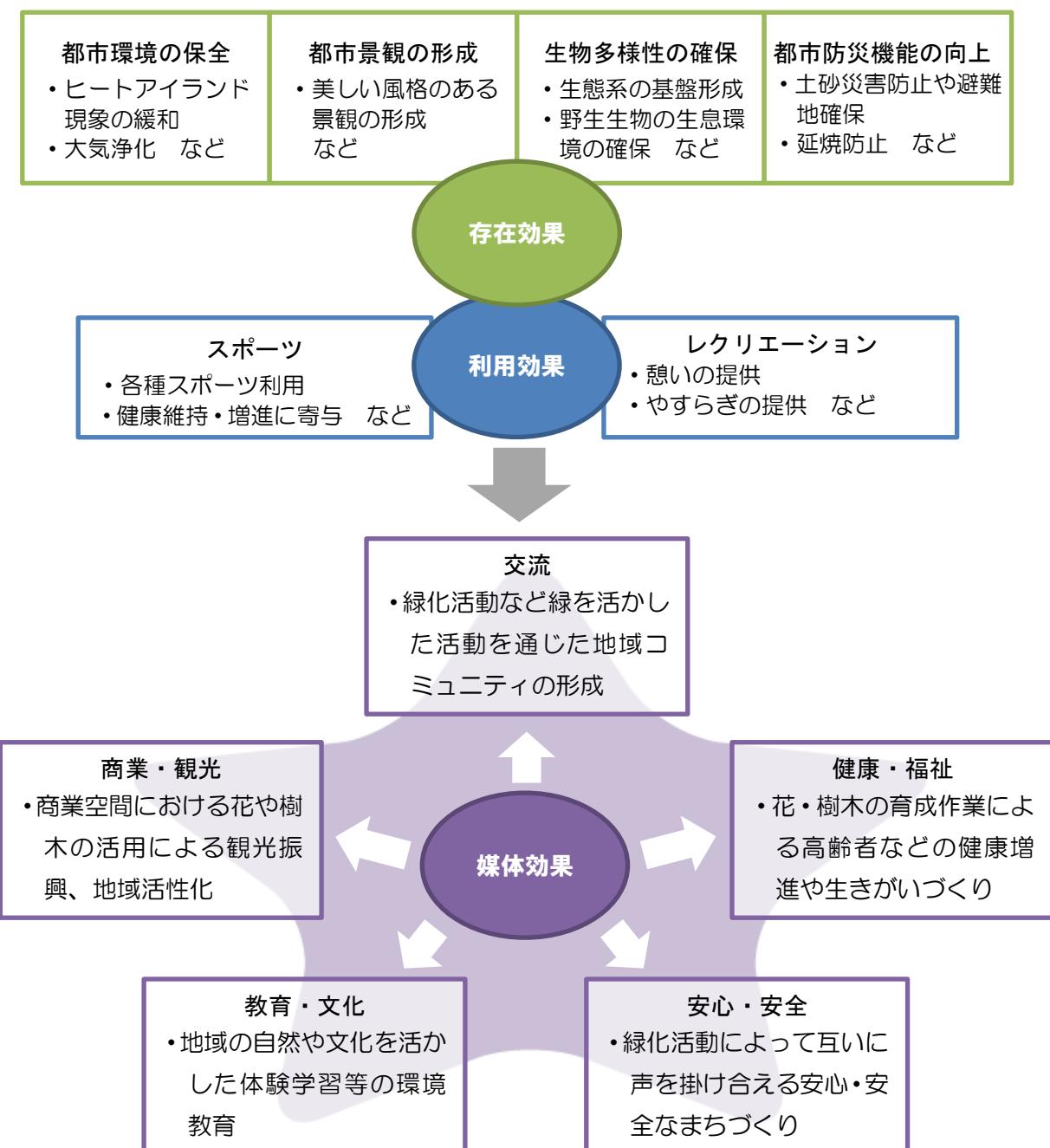
○緑とは・・・周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花・公園、農地並びにこれらと一体となった水辺及びオープンスペース

森林	緑地	公園
		
農地		街路樹
		
河川		商業施設等の壁面植栽
		
社寺・古墳等	住宅地の植栽	学校の植栽
		

(6) 緑の効果

緑の効果については、緑があるというだけで効果を発揮する「緑の存在効果」と緑を利用することによって生み出される「緑の利用効果」とともに、近年は、緑があることによって人々の様々な活動などが活発になるという「緑の媒体効果」が注目されています。

本計画では、これらの緑の効果を見据えた取組を位置付けます。



2. 計画の枠組み

(1) 計画の目標年次・計画期間

計画の目標年次は平成37年とし、計画期間を平成28年度～平成37年度の10年とします。ただし、社会や地域の情勢に大きな変化等があった場合、必要に応じて見直しを行います。

(2) 計画対象範囲

本市全域が都市計画区域であるため、市域全体とします。

(3) 計画の実施主体

本計画の実施主体は市民、事業者及び行政です。

なお、本計画における「市民」は、市内居住者だけでなく在学、在勤など本市において活動するあらゆる人々と定義します。

第2章 茨木市の緑の特性と課題

1. 緑の現況

(1) 自然的条件

①位置

茨木市は、大阪府の北部に位置し、京都府亀岡市、高槻市、摂津市、吹田市、箕面市、豊能郡豊能町に隣接しています。

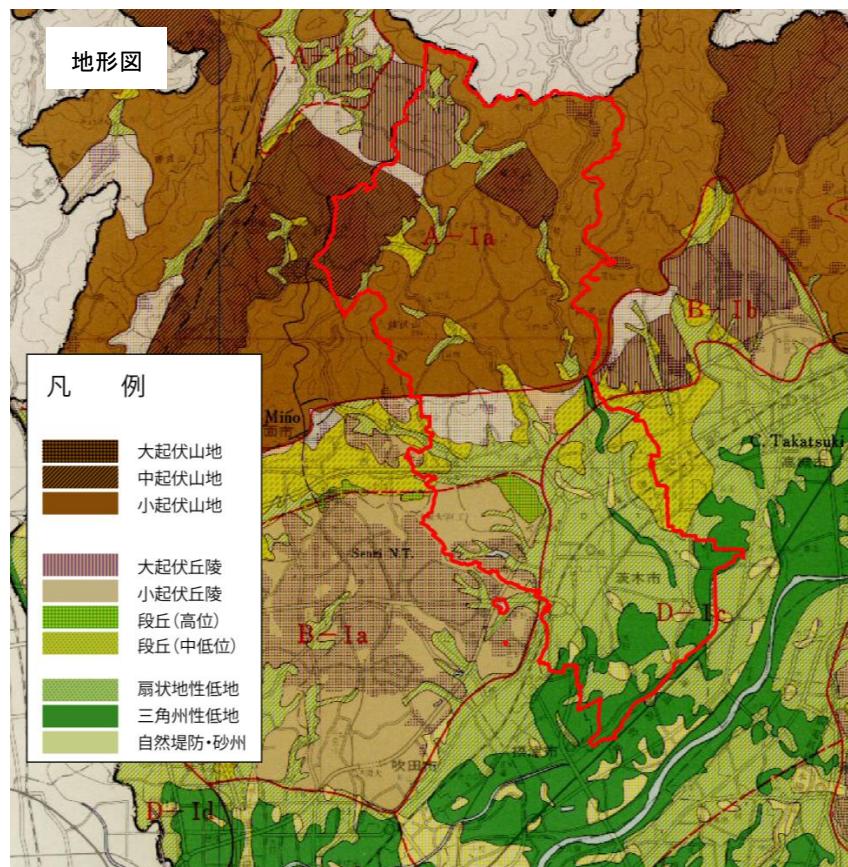
面積は 7,652ha で、東西に約 10km、南北に約 17km と南北に細長い形状です。

②地形・地質

山地部は丹波高原の一部である北摂山系となっています。山地のほぼ中央には、竜王山（1,510m）がそびえ、本市の北西、豊能町との境にある石道ヶ丘（1,680.5m）が最も標高が高いところとなっています。

南部は大阪平野の一部をさす三島平野で、そのほとんどが市街地化されています。平野部最低は標高 3m で、市街地平均は標高 10m です。

河川は、北部山間部に水源を発し、安威川、茨木川、勝尾寺川の 3 河川が南に向かって流れています。



茨木市周辺地形図（出典：大阪府土地分類図 昭和 51 年発行）

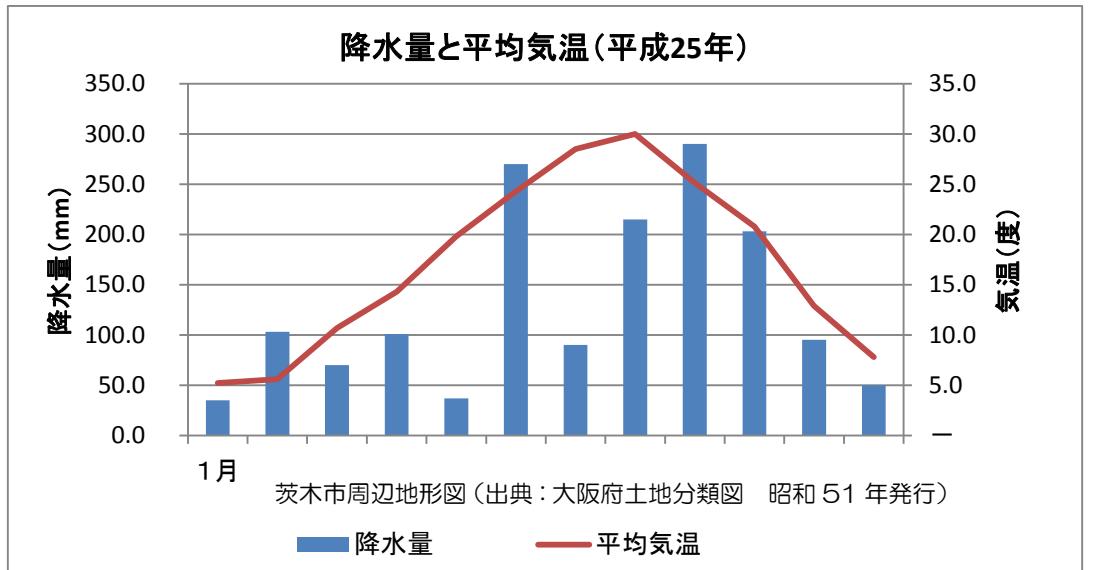
③気象・気候

気候は穏やかな瀬戸内気候区に属し、日照が多く比較的温暖であり、年間の平均気温は17°C前後です。山地部においては13°C前後とやや冷涼性を帶びています。

降水量は多い月で300mm程度となっています。

年間の平均風速は1.8m/sで大阪観測所(大阪市中央区大阪城)の2.6m/sよりも低く、照時間は1,909.5時間/年と大阪観測所(1,996.4時間)よりも短くなっています。

平均気温は昭和56(1981)年から平成24(2012)年の約30年間で、2°C上がっています。



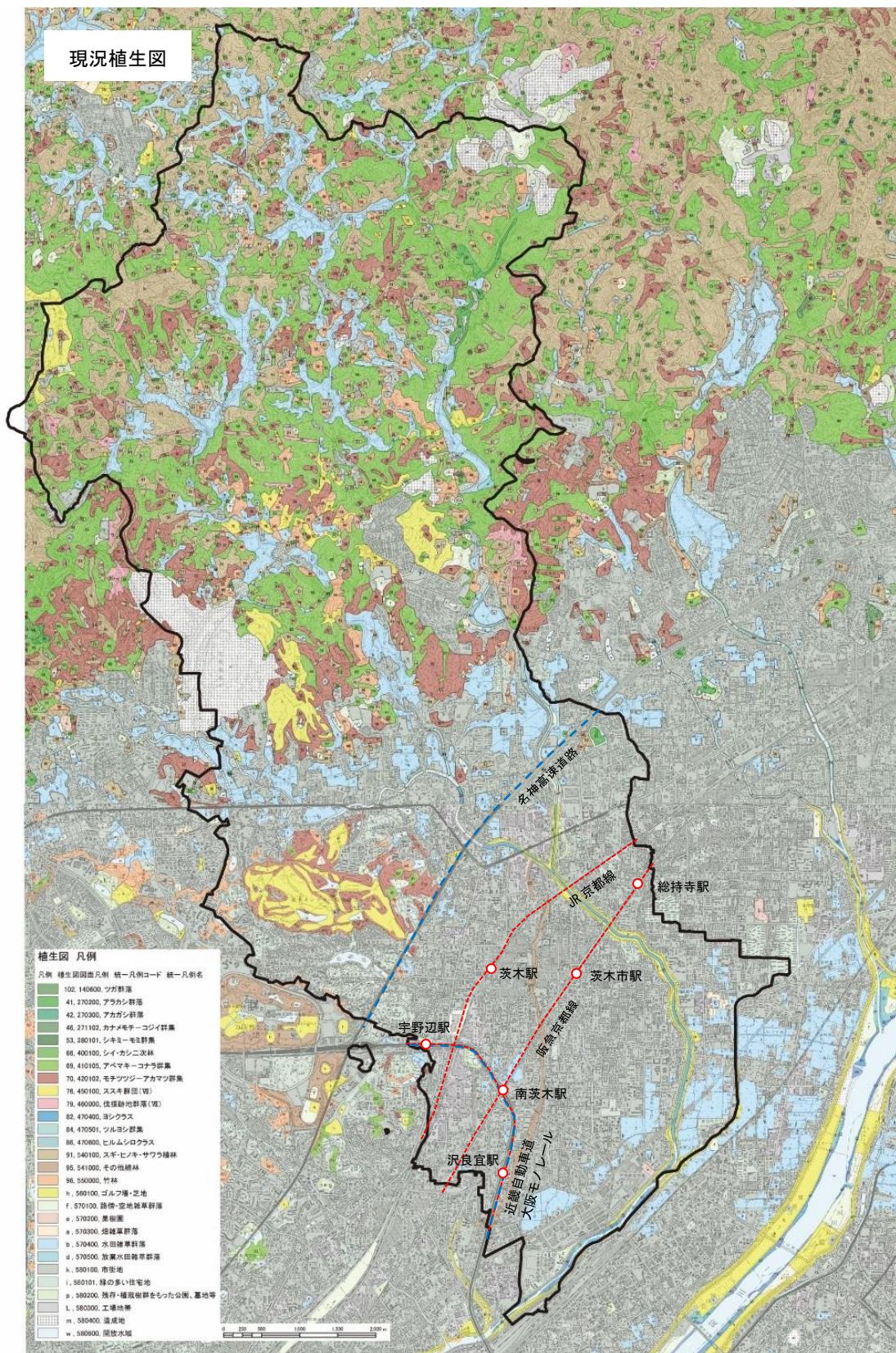
(出典：茨木市統計書 大阪管区気象台(大阪市中央区大手前4-1-76)の観測値)

④現況植生

森林は、気候の影響によりほとんどが暖帯林に属しています。暖帯林本来のシイ、カシ林はわずかに存在する程度ですが、山林の全体にモチツツジ・アカマツ群落、北西部にコナラ群落等の広葉樹林が見られるなど、天然林が多いことが特徴と言えます。

また、安威川上流の竜仙峡付近に、アラカシ群落が広がっており、大阪府下では貴重な群落となっています。

北部には人工林があり、スギ、ヒノキが植林されています。



現存植生図(出典:第6回 環境保全基礎調査 平成11~16年調査)

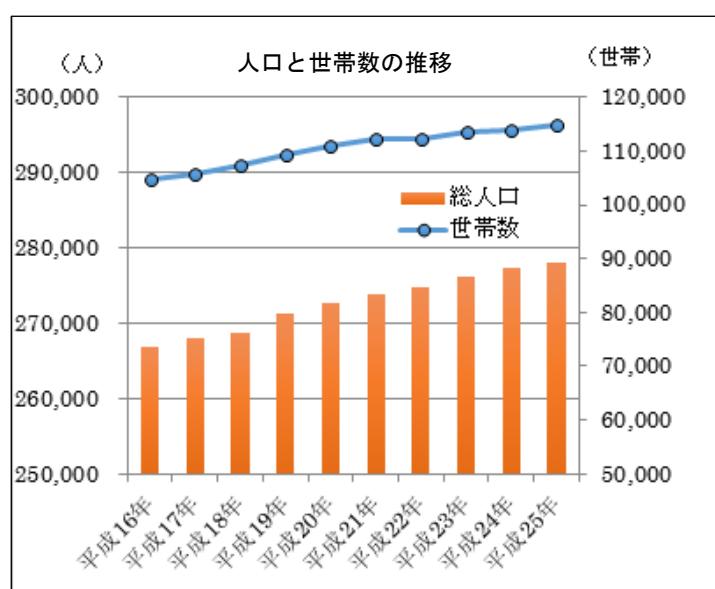
(2) 社会的条件

①人口・世帯数

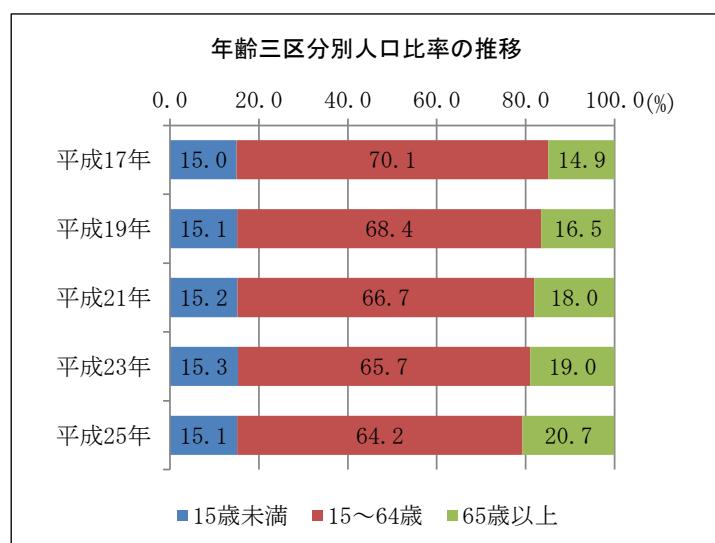
平成16年以降、総人口は微増傾向が続きますが、近年の増加率は1%を下回っています。これは早期から住宅開発に取り組まれていたため、近年では人口規模が定着しているものと考えられます。また、彩都における開発も概ねまちびらきを完了しています。

世帯数についても増加の傾向にありますが、1世帯当たりの人員は減少しているため、世帯分離によるところが大きいものと考えられます。

高齢者も増加しており、高齢化率は平成25年時点で20.7%（住民基本台帳ベース）となっています。

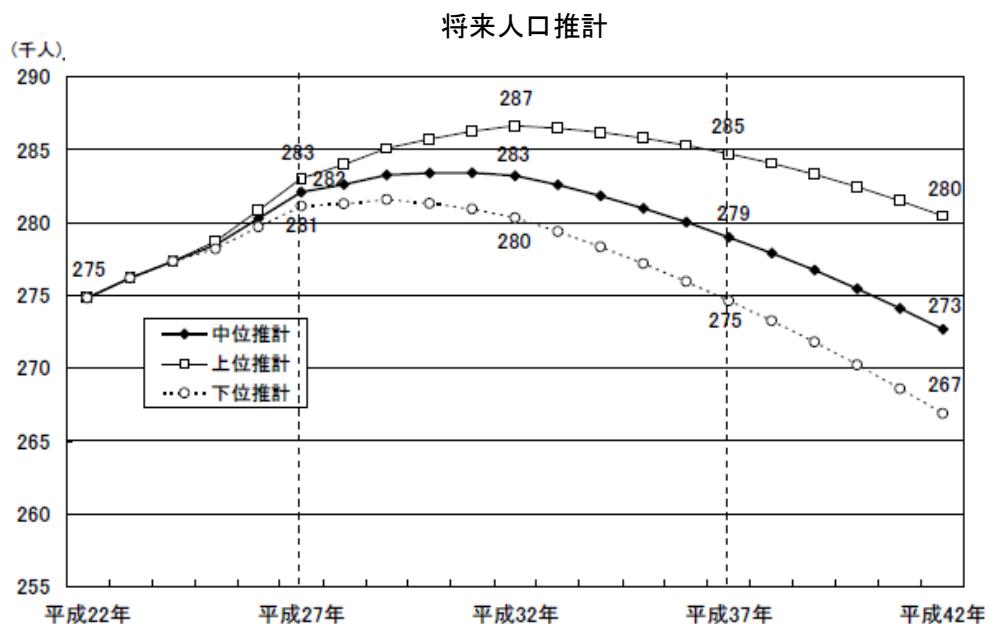


（出典：各年住民基本台帳）

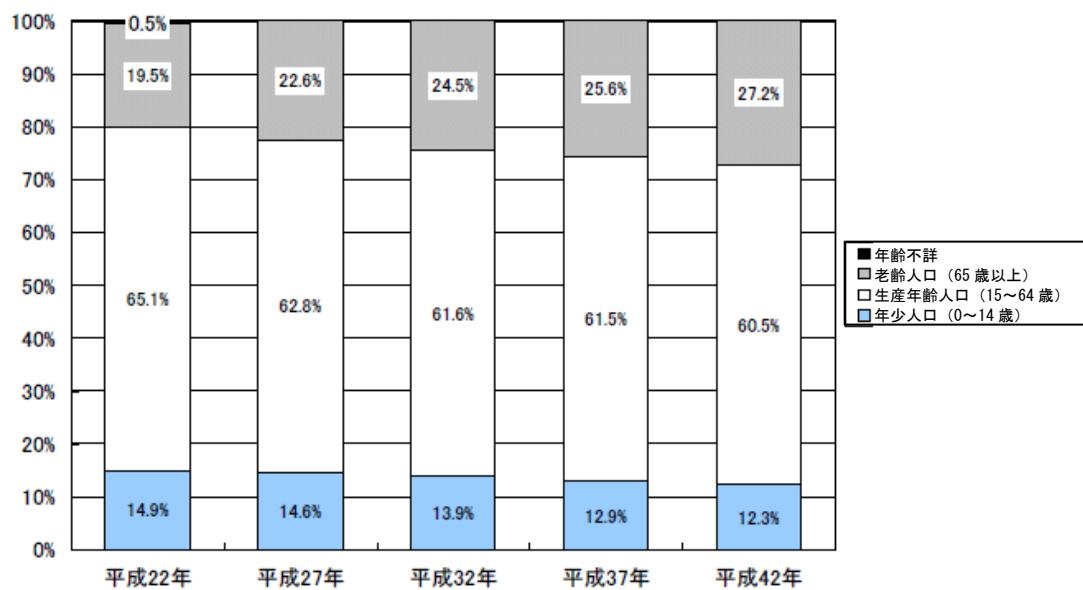


（出典：各年住民基本台帳）

第5次総合計画における将来人口推計によると、中位推計による人口のピークは、平成31年で約28万3千人です。平成37年の人口は約27万9千人であり、平成22年と比較して約4千人多くなることが見込まれています。また、老人人口の割合が平成22年の19.5%から、目標年の平成37年には25%を超えることが予測されます。さらに、生産年齢人口と年少人口の割合は現在より低下する見込みです。



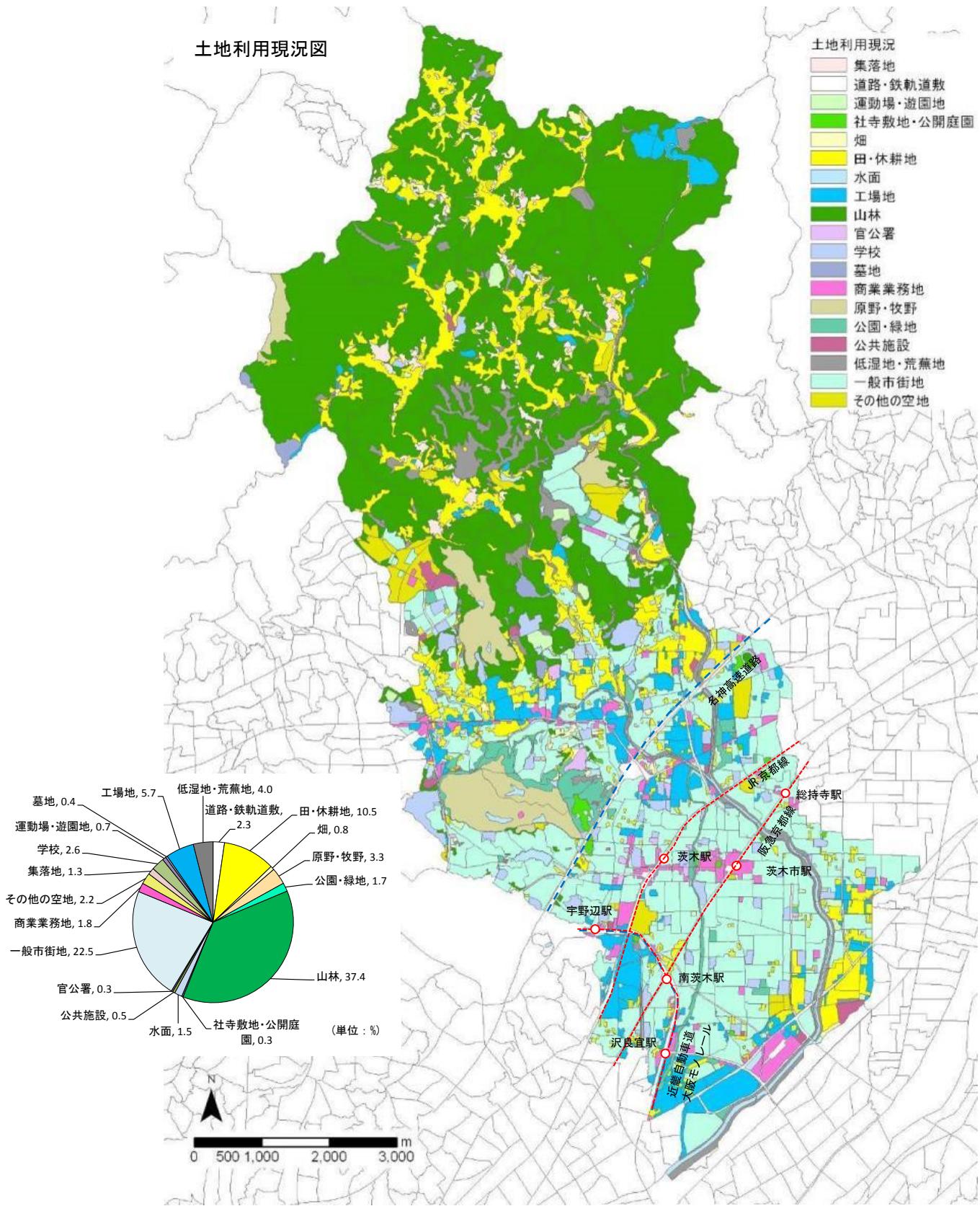
年齢階層別人口割合の推移（中位推計）



（出典：第5次茨木市総合計画）

②土地利用

本市の土地利用は、市北部の大半を占める山林が37.4%と最も多く、次いで一般市街地(住宅地)が22.5%、田・休耕地が10.5%、工場地が5.7%となっています。

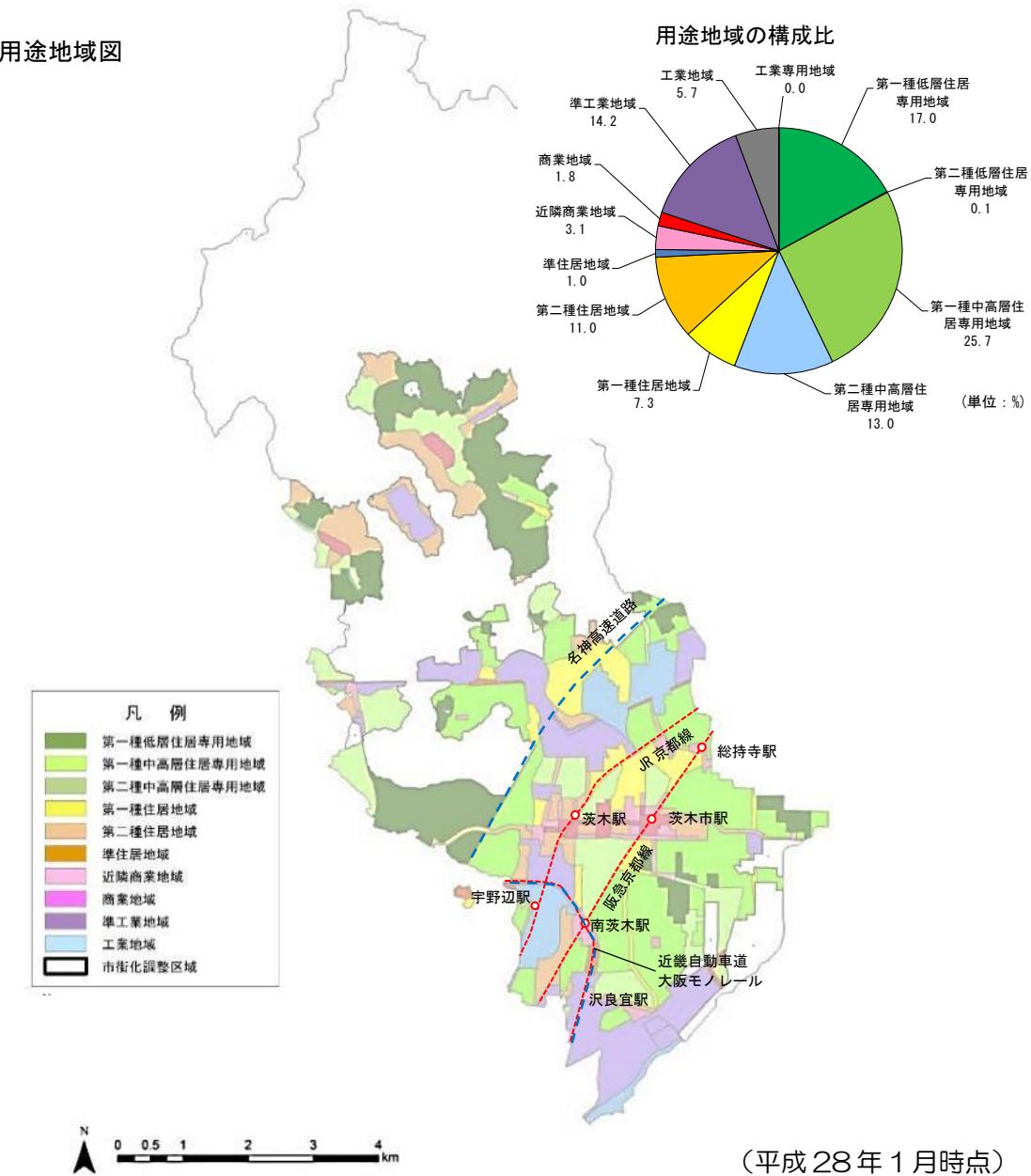


③都市計画

本市は都市計画区域として市全域の 7,652ha を指定しており、市街化区域 3,321ha、市街化調整区域 4,331ha に区分しています。

市街化区域においては、第 1 種中高層住居専用地域が 25.7%で最も多く、第 1 種低層住居専用地域が 17.0%、第 2 種中高層住居専用地域が 13.0%、第 2 種低層住居専用地域が 0.1%となっており、住居専用用途地域が約半分を占めています。商業系用途地域（近隣商業地域・商業地域）は、駅前及びその周辺等で指定されており、市街化区域面積の 4.9%となっています。工業系用途地域（準工業地域・工業地域）は市街化区域の 19.9%を占めています。

地区計画は 34 地区で指定されており、茨木市庄一丁目地区、茨木市立命館大学岩倉町地区では緑化率の最低限度（20%）が規定されています。また、10 地区で建築協定が締結されており、敷地の緑化率等が定められています。



(3) 緑の状況

①緑被状況

本市の緑の分布状況を既存の土地利用現況調査及び航空写真による読み取りました。

新市街地の開発等が進む中、緑被率は市街化区域では 13.3%、市街化調整区域では 96.5%、市域全体では 60.4%になっています。

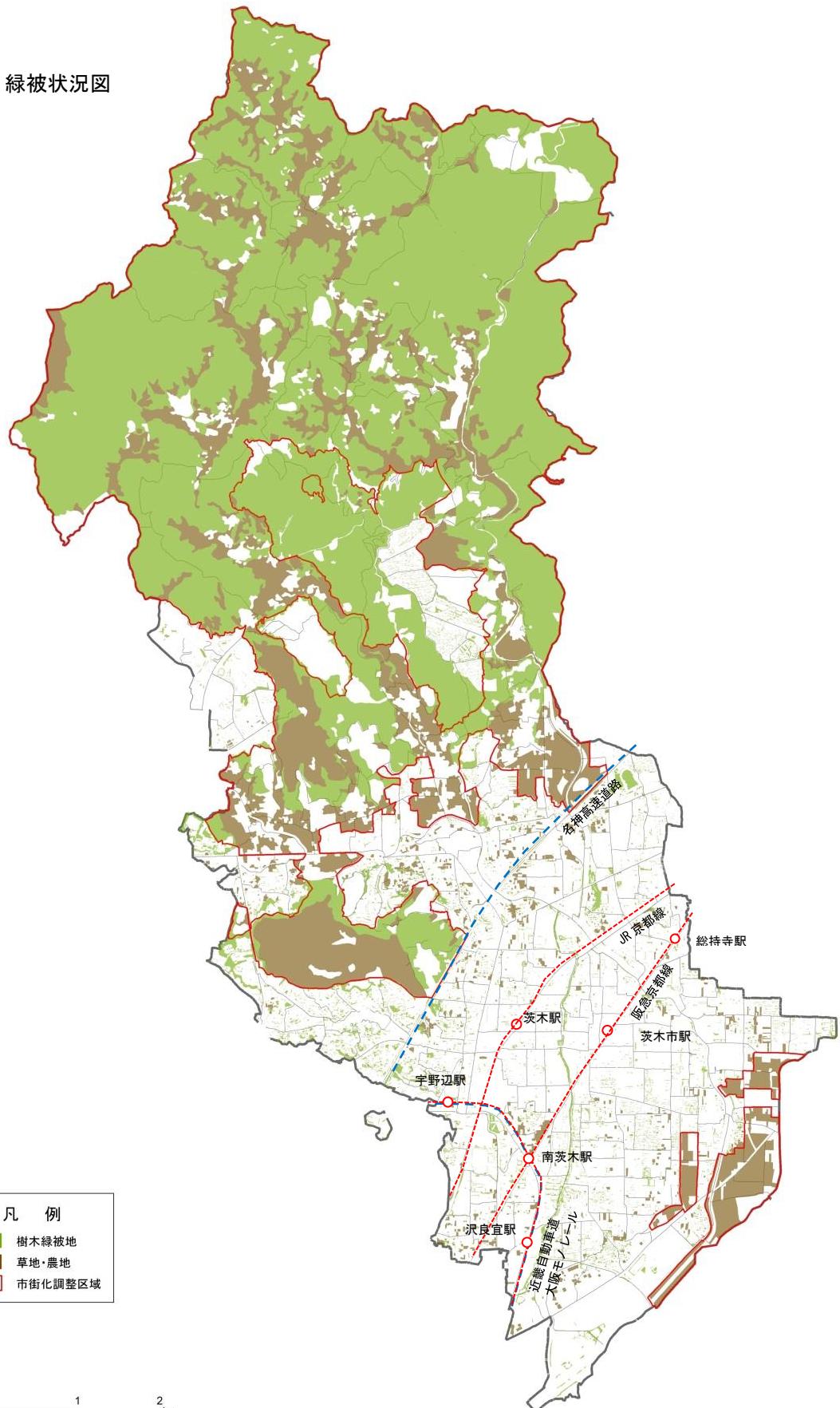
緑被の現況

全体面積 (ha)	緑被面積						
	樹木被覆地 (樹林地、)		その他緑被地 (草原、農地、果樹園等)		合計		
	面積(ha)	比率 (対全体面積)	面積(ha)	比率 (対全体面積)	面積(ha)	比率 (対全体面積)	
市街化 区域	3,321	257	7.7%	186	5.6%	443	13.3%
市街化 調整区域	4,331	3,034	70.0%	1,146	26.4%	4,179	96.5%
合 計	7,652	3,291	43.0%	1,332	17.4%	4,622	60.4%

※調査方法及び注意事項

- ・市街化区域については、平成 26 年に撮影した航空写真を用い、樹木被覆地、その他緑被地に該当する部分の面積を計測しました。
- ・市街化調整区域については、平成 22 年度都市計画基礎調査に基づく土地利用現況調査で、樹木被覆地については山林、その他緑被地については、畑、田・休耕地、原野・牧野の面積を計測しました。公園・緑地、低湿地・荒蕪地においては、航空写真を用い状況を確認のもと、樹木被覆地及びその他緑被地に分類し、面積を計測しました。

緑被状況図



②公園・緑地

都市公園が 117 件、都市緑地が 92 件、児童遊園が 299 件整備されています。

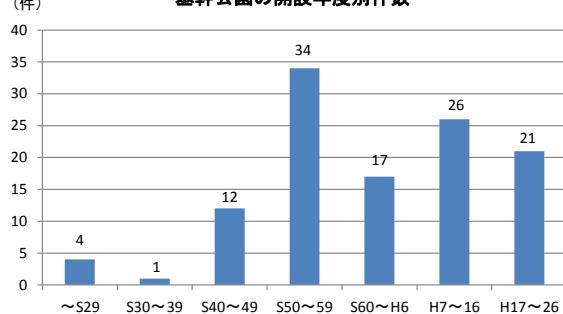
一方で、整備後長い年月が経過し、老木の増加や施設の老朽化が進む公園・緑地が増加しています。本市のグリーンベルトとして市民に親しまれてきた元茨木川緑地においても、昭和 50 年の開設から 40 年が経過し、老化して樹勢の低下した樹木や傷みが目立つベンチなどの施設も見られます。

公園・緑地の整備状況

上段：箇所 下段 ha

種類		計画決定	同左開設 ①	計画決定以外 (開設済) ②	開設公園の計 ①+②	
基幹公園	街区公園	61	61	37	98	
		12.16	12.26	5.70	17.96	
	近隣公園	16	9	4	13	
		30.60	14.81	23.11	37.92	
	地区公園	5	4	—	4	
		24.90	15.70	—	15.70	
	都市基幹公園	2	2	—	2	
		21.30	11.81	—	11.81	
小計		84	76	41	117	
		88.96	54.58	28.81	83.39	
都市緑地		1	1	91	92	
		20.00	13.12	33.91	47.03	
計		85	77	132	209	
		108.96	67.70	62.72	130.42	
都市公園 1 人当面積 (m ² /人)					4.68	
児童遊園		—	—	299	299	
		—	—	13.90	13.90	
合計		85	77	431	508	
		108.96	67.70	76.61	144.31	
公園等 1 人当面積 (m ² /人)					5.18	

基幹公園の開設年度別件数

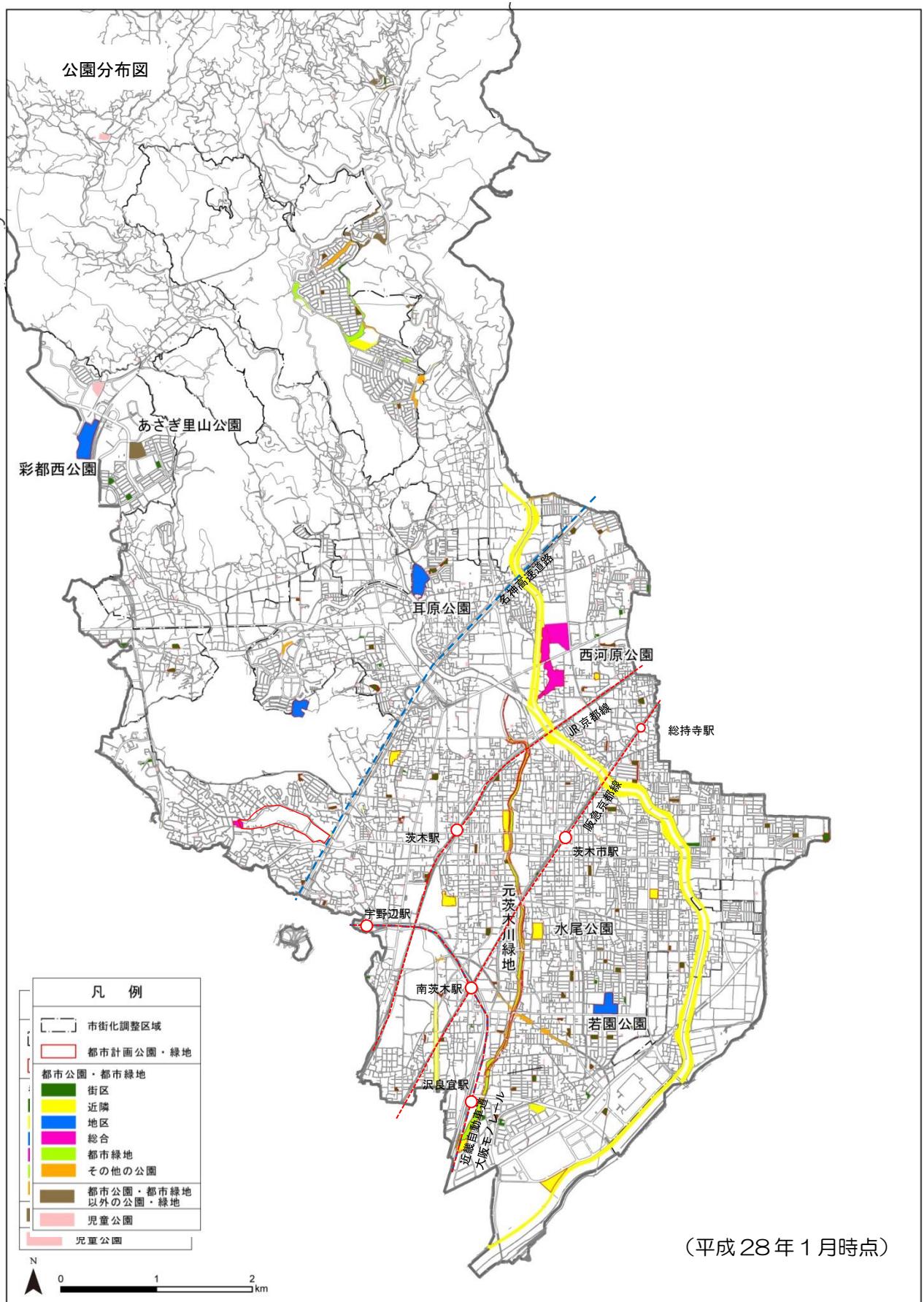


(平成 27 年 3 月 31 日現在)



出典：茨木の公園・緑地（H26）

西河原公園（総合公園）



■主な公園・緑地

元茨木川緑地（都市緑地）

元茨木川緑地は、昭和24年に廃川となった全長5キロメートルの元茨木川をグリーンベルトとして整備したもので、サクラを主にクスノキ、カシ、ハナミズキ、レンギョウ40種、松を配した白砂青松コーナー、梅園、花壇、オリーブの森等変化に富む景観は、四季折々の姿を楽しむことができます。

平成2年度には、「大阪府緑の百選」にも選ばれ、「茨木市民さくらまつり」やジョギング等、市民の憩いと安らぎの場となっています。市民団体等による清掃活動や自然観察会なども実施されています。

開設から40年が経過し、老木の増加や施設の老朽化が進みつつあることから、市民ニーズ等を踏まえた今後のあり方を明確にしつつ対策を考えていくことが求められています。



西河原公園（総合公園）

みどりが豊富で野鳥やホタルが飛び交う西河原公園は、従来からの樹木や竹やぶ、用水路をそのままに活かした自然豊かな公園で、平成2年度に「大阪緑の百選」にも選ばされました。ホタルの名所として、園内でゲンジボタルの飼育・保護にも取り組んでいます。園内には、様々な野鳥のほか、蝶やカワトンボなどの昆虫の姿も見られ、園内の小川には、小魚が泳ぐなど、市街地のなかでの小動物の楽園となっています。

平成24年度には、本市初の防災機能を備えた総合公園として拡張、開設されました。

30年以上にわたりホタルの飼育が続き、その間に公園の植栽も生長する中、次の段階であるホタルの自然成育に向けて環境を整える時期に来ています。



耳原公園（地区公園）

耳原公園は、耳原大池と、その外周部約4万5千平方メートルの敷地に日本庭園をイメージして整備されています。園内には、滝2か所やあずまや、芝生広場、複合遊具、散策デッキ、多目的広場などを設け、高齢者から子どもまで幅広く楽しむことができます。

この付近は、もともと自然環境に恵まれており、カルガモやコサギなどの野鳥や耳原大池には、フナやコイなどが生息しています。

近年は公園内にある耳原大池の水質の悪化が進んでおり、その対応が求められています。



若園公園（地区公園）

市の花「バラ」が、市民の皆さんに親しまれるようにとの願いを込めて整備された公園です。園内には、約150品種、約2,300株のバラ園のほか、バラ園全体が見渡せる展望所が設置されています。

子育て団体によるウォークラリー、中学校のクラブ活動による演奏会などが開催されています。

開設から20年余りが経過し、当初に植栽した苗木の樹勢衰退や施設の老朽化等が顕著となっているため、対策が求められています。



彩都西公園（地区公園）

彩都西公園は、「様々な世代の市民が、自らの責任で、自然に親しみ、自由に遊び・学び・体験できる公園」をテーマに整備しています。

大型すべり台や蝶の生息環境を整えた花壇スペースなどがあります。

彩都建設推進協議会による自然に親しむイベントなどが行われています。



水尾公園（近隣公園）

水尾池跡地を利用して整備した水尾公園は、創造性と冒険性豊かな利用ができるよういろいろな遊具を整備しています。公園の北側には、高さ5メートルの芝生敷きの築山があり、複合遊具、あずまや、縁台などを設けています。外周園路は、1周450メートルのジョギングコースとして利用でき、フィットネス遊具も備えています。また、春には、桜の名所となるよう120本のソメイヨシノやサトザクラを植栽しています。

開設から20年が経ち木製遊具の老朽化が進んでおり、



また、運動広場から近隣住宅へ飛散する砂塵の問題があります。

あさぎ里山公園（近隣公園）

あさぎ里山公園は、茨木市立彩都西小学校の北側に隣接する約 2.4 ヘクタールの大きな公園です。その中には自然にふれあえる芝生公園、噴水のある池、自然林を残した小高い里山などがあります。

この豊かな自然を活かして環境教育や市民団体による美化活動、管理活動などが行われています。

近年、公園の池では特定外来生物であるブラックバスやブルーギルが放流され、生態系への影響が懸念されています。このため、彩都（国際文化公園都市）建設推進協議会において、大阪府水生生物センターの協力を受けて、池干しを行い、特定外来生物の生息状況の確認と駆除、池の環境改善などが行われています。



岩倉公園（近隣公園）

岩倉公園は、平成 27 年 4 月に開設された立命館大学大阪いばらきキャンパスと一体的に整備されました。遊具や健康遊具が設置されているため、子どもから大人まで楽しむことができます。また、防災公園としての機能も担っており、災害時には一時避難場所として使用されます。

大阪ランドスケープ賞 2015（第 5 回みどりのまちづくり賞）において、大学キャンパスと都市公園が完全に一体化された公共的ランドスケープとして、これまでにない新しい公共的景観を実現していると評価され、大阪府知事賞を受賞しました。



③地域制緑地

茨木市における地域制緑地は下表の通りです。

保全の対象となる緑地としては、生産緑地、保安林、農振農用地、保存樹林などがあり、現在、5,289ha（338箇所）がこれらの施策により保全されています。

自然公園や近郊緑地保全区域では、ボランティア団体等が環境教育や里山・里地の保全などに取り組んでおり、平成19年7月には、茨木市内の里山・里地保全ボランティア団体や環境教育ボランティア団体、地元自治会、大阪府森林組合、茨木市林業推進協議会等が参画する「里山サポートネット・茨木」が設立されました。

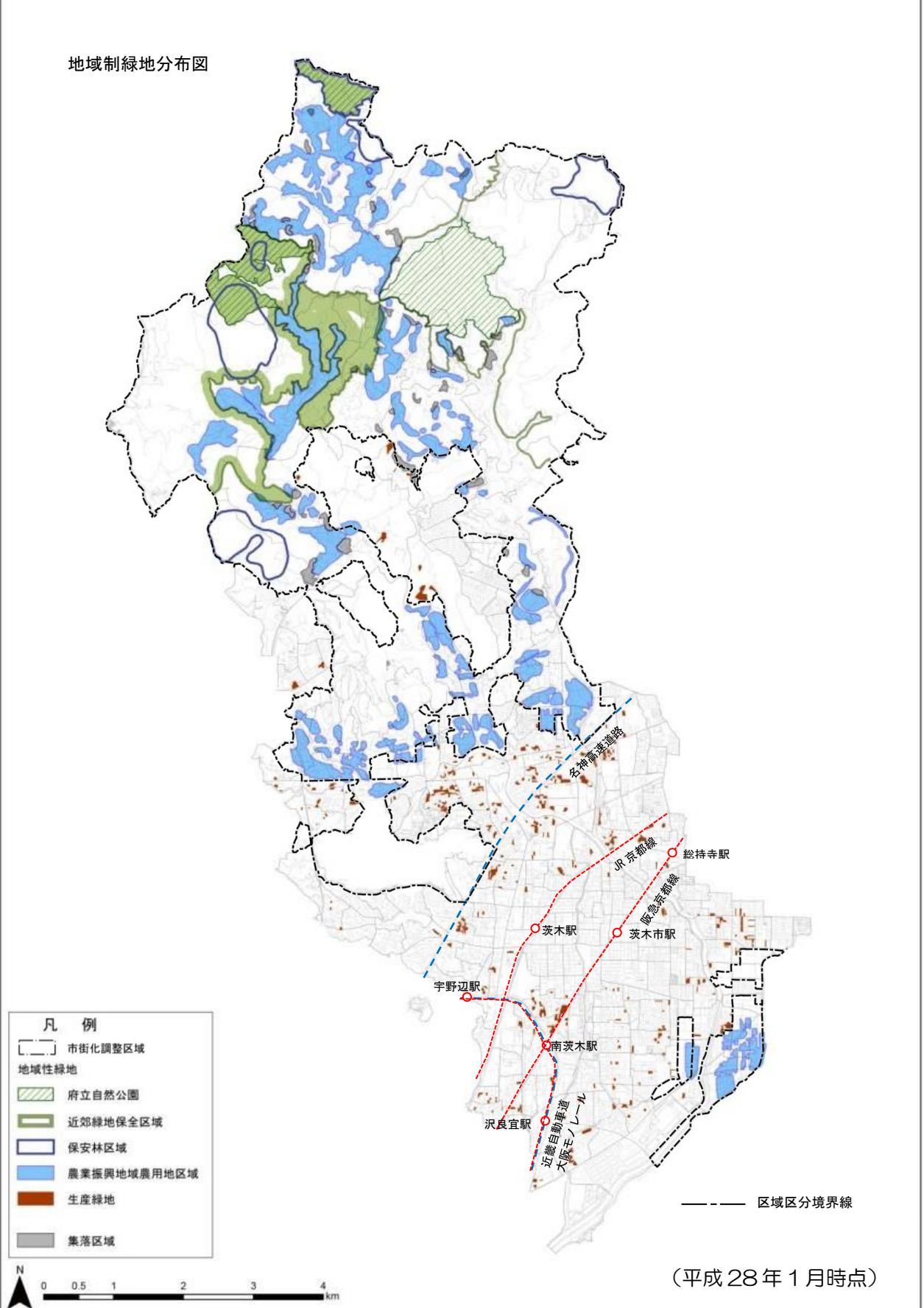
「里山サポートネット・茨木」では、茨木市里山センターの管理・運営のほか、地域交流・イベント（里山まつり他）の開催、各種講座・教室の開催、市民参加による里山里地保全活動の推進などに取り組んでいます。

地域制緑地の指定状況

区分	根拠法	箇所数	面積(ha)
法によるもの	自然公園	自然公園法	3 324
	近郊緑地保全地区域	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	— 1,395
	保安林区域	森林法	— 234
	地域森林計画対象民有林	森林法	— 2,765
	農業振興地域農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	— 512
	生産緑地地区	生産緑地法	273 53
	河川区域	河川法	10 (65m)
条例	保存樹木	都市の美観・風致を維持するための樹木の保存に関する法律	27 (48本)
	保存樹林	都市の美観・風致を維持するための樹木の保存に関する法律	18 6
合 計		338	5,289

（平成28年1月時点）

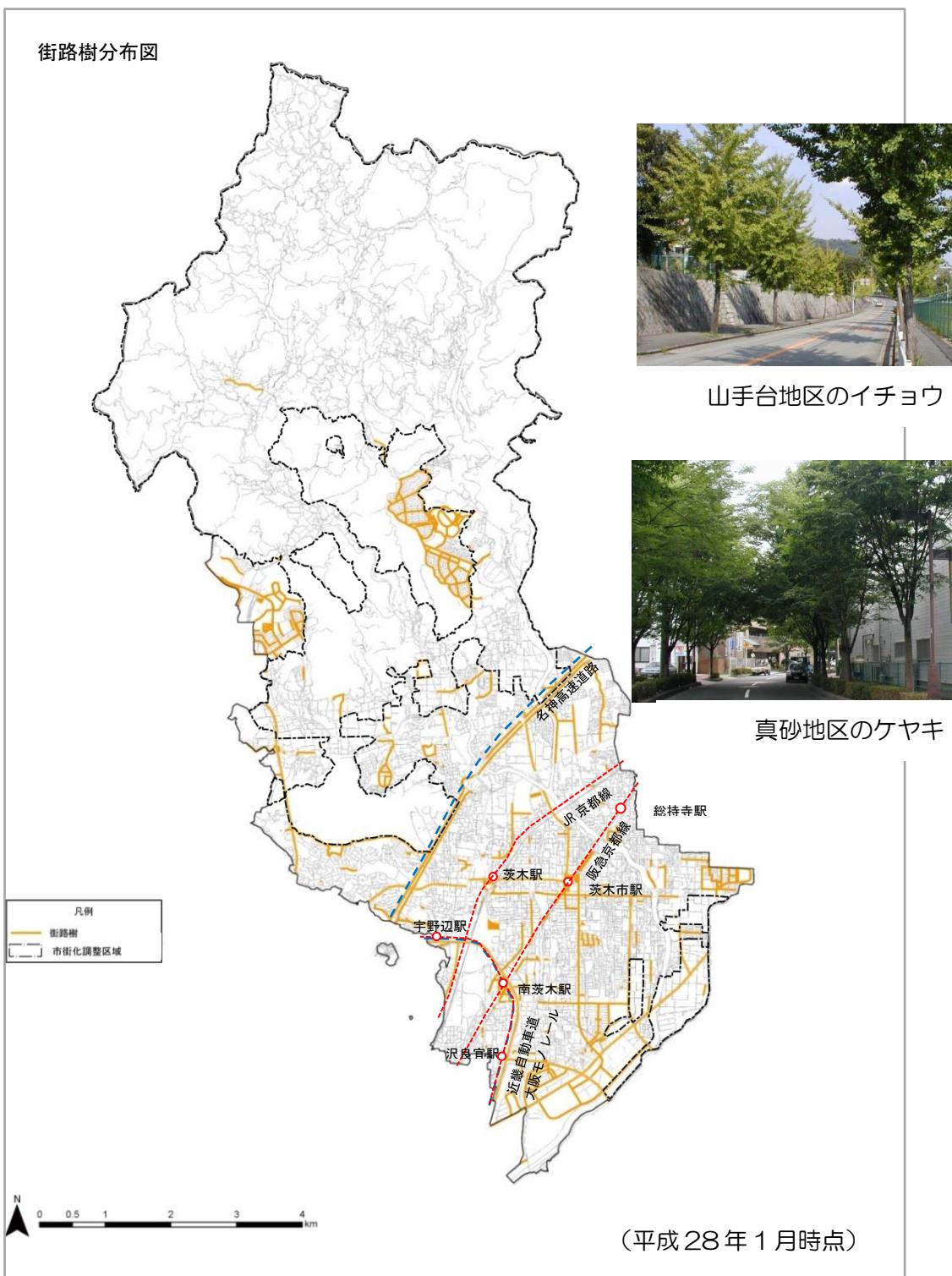
地域制緑地分布図



④街路樹

街路樹の分布は以下の通りです。幹線道路や計画的に整備された市街地を中心にイチョウ、ケヤキ等のきめ細かな植樹がなされています。

一部の道路では、身近に利用する道路を自分たちの子供のように育てていくというコンセプトのもと、地元団体が継続的に清掃や緑化などの活動を行うアドプロードの取組が行われています。現在、茨木市ではJR茨木駅東口や山手台などで9つの団体が清掃や園芸等に取り組んでいます。



⑤その他の緑の特性

○山林

北部地域や山麓地域は、北摂山系がもたらす自然豊かな山地の樹林となっており、安威川上流の竜仙峡付近には、大阪府内で貴重なアラカシ群落が広がっています。人工林であるスギ・ヒノキ林もありますが、モチツツジ・アカマツ群落、コナラ群などの天然林が多いことが大きな特徴です。ただし、一部の山林では、人による樹木更新がされなくなったため大木化が進み、ナラ枯れ、マツ枯れが発生しています。

また近年、水源のかん養、災害の防止、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等森林の公的機能が全国的に注目され、特に都市近郊林においてその傾向が著しく、茨木市においても身近な自然環境資源としての保全整備を行うことが求められています。平成22年には、森林整備計画が策定され、集約的・合理的な保育施業の計画的・適正な実施、松くい虫対策、天然林施業の導入、「森づくり委員会」を通じた協議・調整などの方策が立てられています。



里山のナラ枯れ

○農地

北部地域や山麓地域において農振農用地を含めた田畠が広がっているほか、市街地においても生産緑地が点在しており、大都市に近い立地条件を活かした近郊農業等が行われています。これらの農地は、農作物の生産地としてだけでなく、防災や景観形成などの面からも都市における貴重なオープンスペースとして重要な役割を果たしています。



泉原地区の農地

○社寺・古墳等

市内には、古墳や社寺が多数分布していることも市の緑の大きな特徴です。これらの緑はオープンスペースとしての機能も有しています。

また、社寺などを中心に27カ所、合計48本の保存樹木と18カ所、合計5,782本の保存樹林が指定されており、市民の貴重な財産として大切にされています。阿為神社のシイ林は、環境庁の特定植物群落に指定されています。



太田茶臼山古墳

○まちなかの緑

住宅地や商業・業務施設等においても、敷地内緑化や生け垣等による良好な市街地環境の形成が図られています。

住宅地である茨木市庄一丁目地区及び大学キャンパスのある茨木市立命館大学岩倉町地区では緑化率の最低限度（20%）が設定された地区計画が指定されており、緑と調和した市街地の形成が図られています。また、敷地の空地部への緑化等が定められた建築協定も10カ所で締結されています。



壁面緑化がなされたビル
(京都銀行茨木ビル)



玉瀬町のまちなみ
(写真の2件は第6回茨木市景観賞受賞)

○その他の緑

一部の市立小・中学校においては、ヒートアイランド現象の緩和、土ほこりの減少や景観向上の観点からグラウンドの芝生化を進めています。また、市立幼稚園において園庭の一部を芝生化しています。

環境学習の一環などとしてビオトープの取組を進めている学校もあります。

学校におけるグランドの芝生化

一部、芝生化に取り組んでいる	4
芝生化に未着手	42



各校のビオトープの取組状況

ビオトープがあり、環境教育等で活用している	9
ビオトープはあるが、特に活用していない	2
ビオトープに取り組んでいない	35

彩都西小学校のビオトープ

⑥緑にかかる活動

市民主体による公園・緑地の維持管理、人工林の育成、里山保全、環境教育など緑に関する様々な活動が取り組まれています。

緑にかかる活動団体一覧

団体名	活動場所（団体数）	活動内容
公園美化協定団体	中央公園（他 12）	公園清掃に関する協定
自治会、老人会等の児童遊園管理	各児童遊園	児童遊園に関しては地域団体が草刈り、清掃等日常管理を行う。
彩都里山サークル	あさぎ里山公園	公園、ビオトープの維持管理
花と緑の街角づくり協定団体	(142 団体)	市との協定により、公園花壇や空閑地、民有地の草花を管理する。
アドプトリバー	(5 団体)	安威川、茨木川、大正川の美化活動（学園町、西田中、三島、太田、天王）
グリーンボランティア	—	公園・緑地の管理、街路樹の灌水
里山サポートネット茨木	里山センター〈泉原〉	里山保全団体、環境教育団体等が参画し、啓発活動や教育支援を行う。
茨木ふるさとの森林つくり隊	錢原他	人工林の育林支援、雑木林の再生支援
茨木里山を守る会	千提寺他	天然林整備、里山保全啓発活動
車作里山倶楽部	車作他	地域住民と協働して里山保全、希少種の保護、林産物の生産協力
泉原棚田を守る会	泉原	援農ボランティアに必要な農業技術を習得し、農家を支援する。
彩都の棚田を守る会	彩都あさぎ	彩都地区の棚田を保全する。
鉢伏山森づくりの会	岩阪	地域住民と協働して鉢伏山の里山保全
茨木交流倶楽部花咲かせ隊	元町他	中心市街地の花壇や空閑地の花苗を管理する。
茨木市自然保護研究会	—	自然環境、生物の調査研究
茨木バラとカシの会	—	自然観察、小学校での自然観察会
老人会公園清掃	元茨木川緑地	年1回の清掃美化活動
老人会等の緑化活動	—	各小学校での花苗育成
住民団体緑化活動	郡小学校、郡山小学校	校庭芝生管理

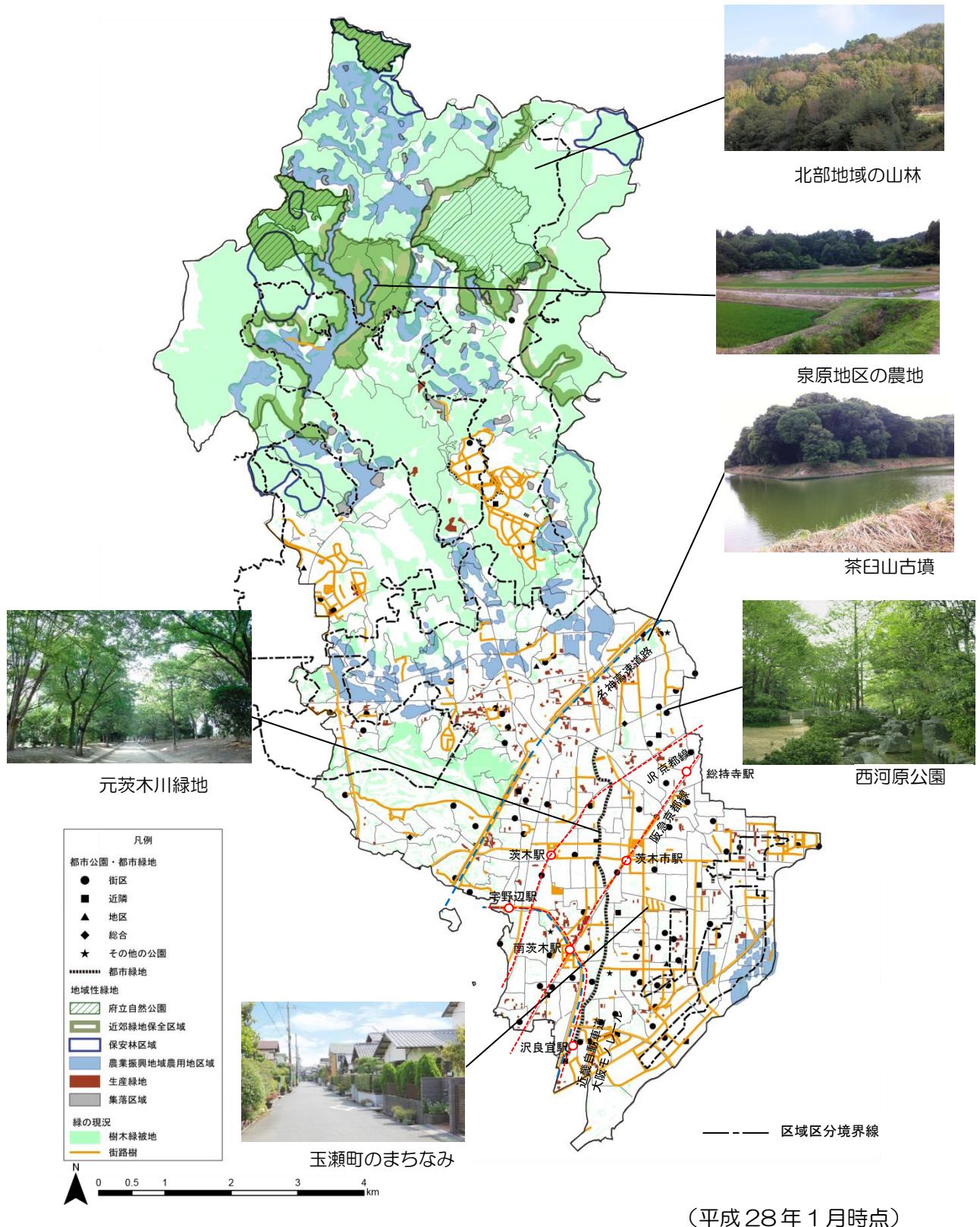


里山保全活動



環境教育

⑦緑の総括図



(4) 緑に関する市民意識・意向

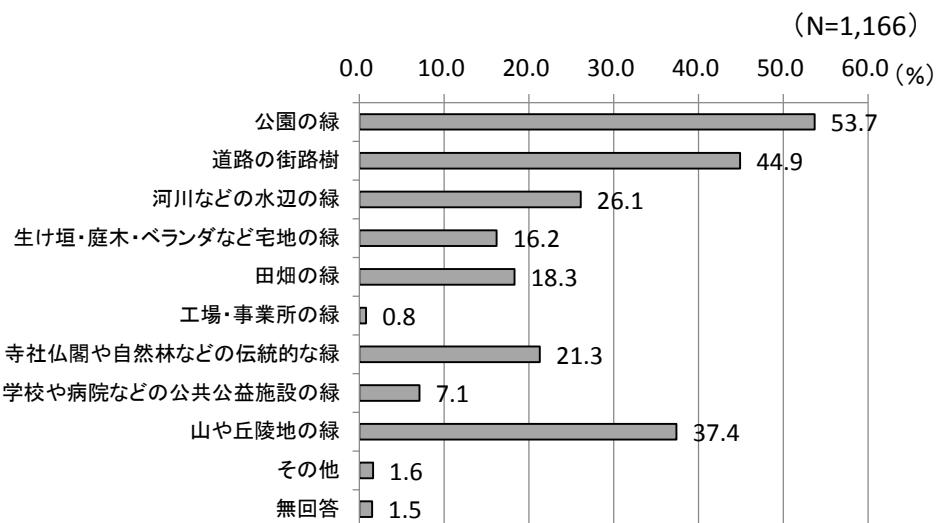
①調査概要

調査の目的	茨木市の公園・緑地等の緑や緑化活動等について、市民が抱いている思いや、今後の緑のあり方に対する考え方を把握し、質の高い緑の保全と創造につながる計画を検討する際の手がかりとすることを目的に実施しました。
調査の対象・人 数・基準日	平成26年12月1日現在で茨木に在住の18歳以上の男女3,000人 (住民基本台帳より無作為に抽出)
配布・回収方法	郵送による配布、回収。
調査期間	平成26年1月7日から2月3日まで。
回収状況	配布数 : 3,000 回収数 : 1,186 (2月3日以降に返送された20通を含む。) 回収率 : 39.5% 集計対象数 : 1,166 (2月3日までに返送されたもの。)
調査項目	①住んでいる地域の緑について ②茨木市全体の緑について ③緑との関わりについて ④公園との関わりについて ⑤元茨木川緑地について ⑥農地について ⑦山林について ⑧生物多様性、自然との共生について ⑨まちづくりについてのご意見 ⑩回答者ご自身について
留意点	回答比率は、少数第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

②調査結果（抜粋）

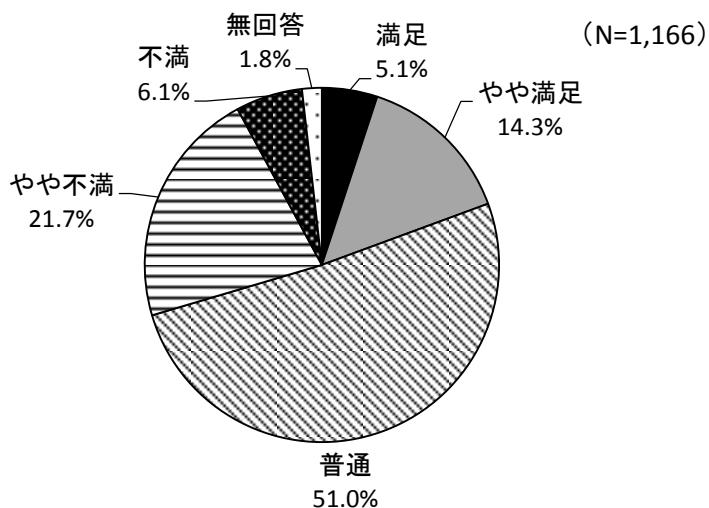
茨木市全体の緑について

問4. 茨木市全体では、どのような緑が多いと思いますか？



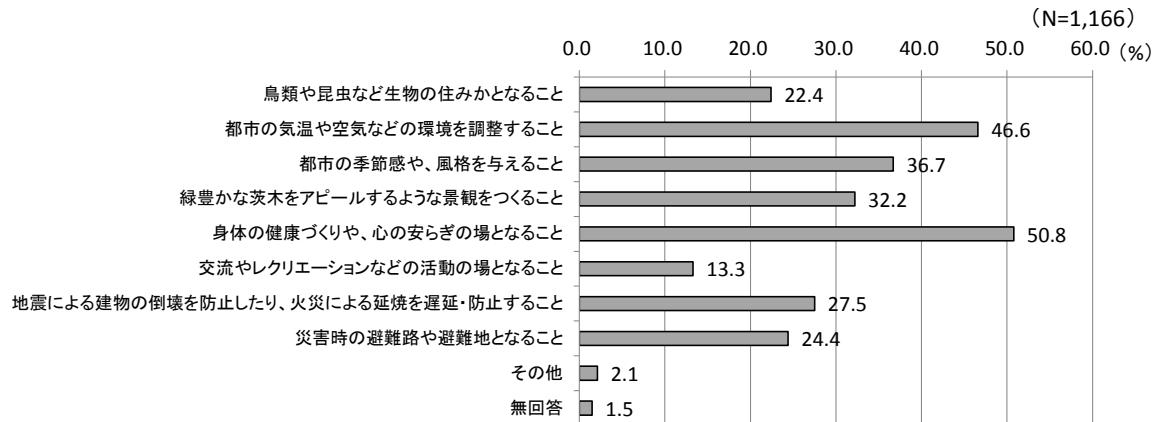
- 茨木市全体で多いと感じる緑としては、「公園の緑」が最も多く、53.7%となっています。
- 次いで、「道路の街路樹」が44.9%、「山や丘陵地の緑」が37.4%、「河川などの水辺の緑」が26.1%などとなっています。

問6. 茨木市全体の緑について、あなたはどう思いますか？（1つ選択）



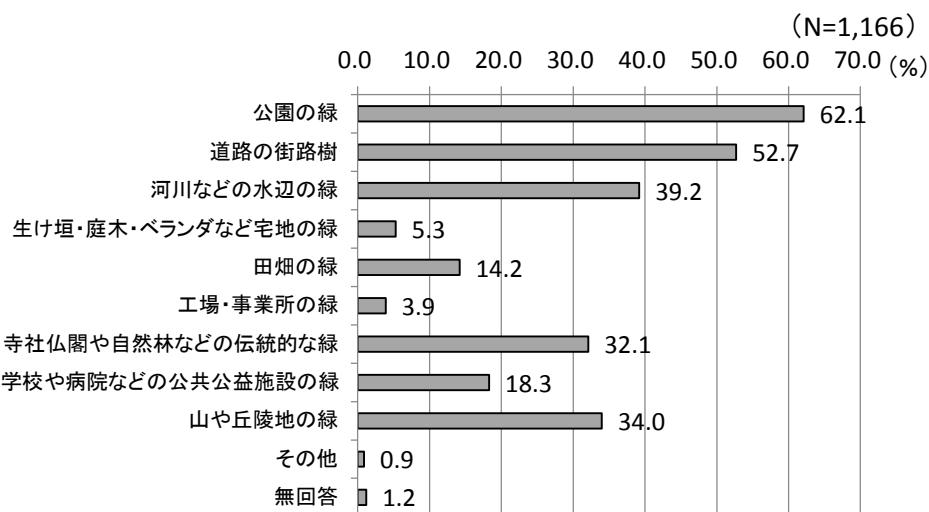
- 茨木市全体の緑の満足度については「普通」が最も多く、51.0%となっています。
- 「満足」と「やや満足」が合わせて19.4%であるのに対し、「不満」と「やや不満」が27.8%と上回っています。

問7. 茨木市の緑に対して、今後どのようなことを特に望みますか？（3つまで選択可）



- 茨木市の緑に対して望むこととして、「身体の健康づくりや、心の安らぎの場となること」が 50.8%で最も多く、「都市の気温や空気などの環境を調整すること」が 46.6%で続いています。
- 「都市の季節感や、風格を与えること」や「緑豊かな茨木をアピールするような景観をつくること」も 30%以上が選択しています。

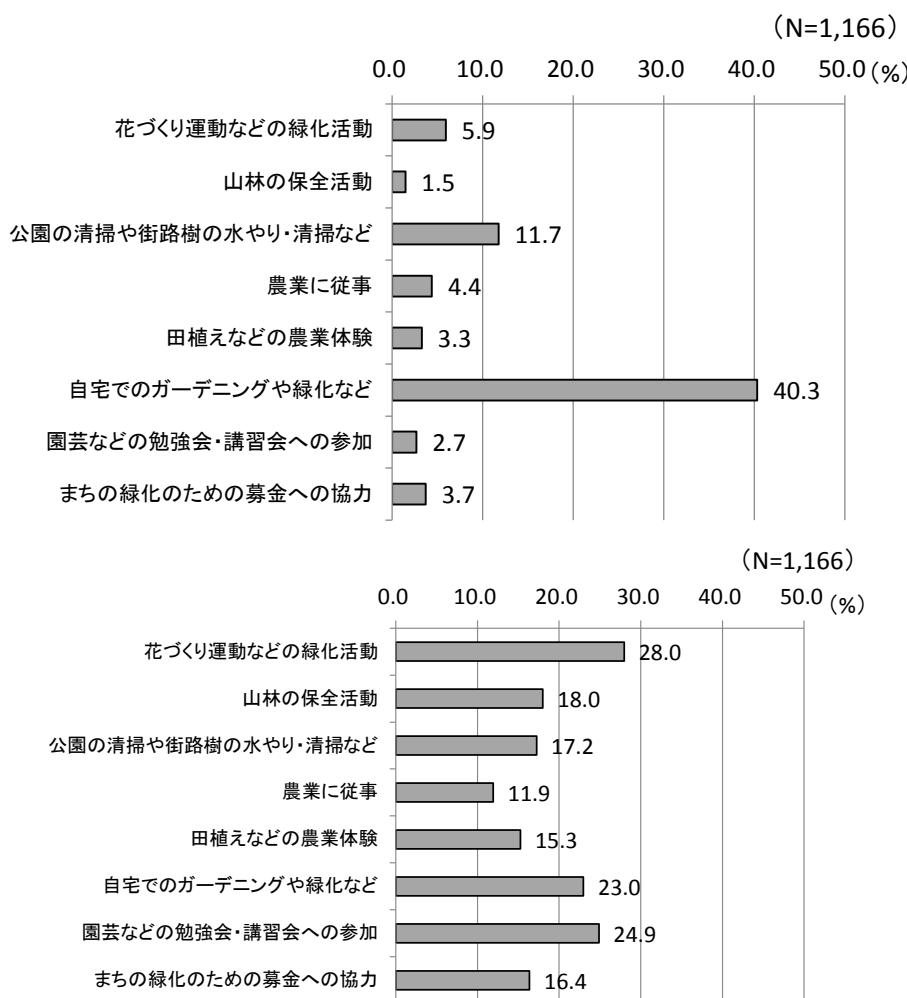
問8. 茨木市の緑のうち、特に守り育てる必要があるものはどのような緑だと思いますか？（3つまで選択可）



- 茨木市の緑のうち、特に守り育てる必要がある緑として、「公園の緑」を 62.1%、「道路の街路樹」を 52.7%が選択しています。
- 「河川などの水辺の緑」「山や丘陵地の緑」「寺社仏閣や自然林などの伝統的な緑」は 30%以上が選択しています。

緑との関わりについて

問9. あなたと緑の関わりについて、あなたが現在やっていること、または、今はやっていないがこれからやってみたいことがあれば、○をつけてください。



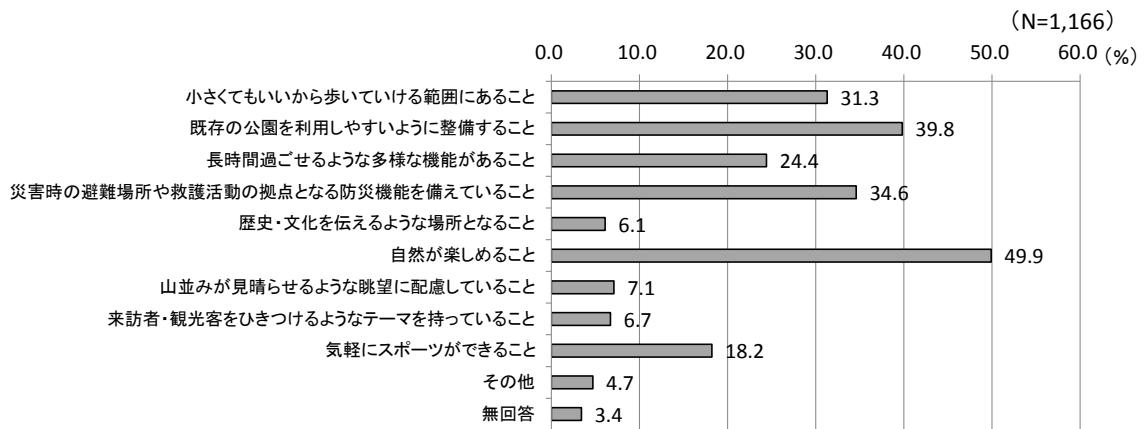
○緑との関わりで現在やっていることは、「自宅でのガーデニング」が最も多く、40.3%が選択しています。

○「自宅でのガーデニング」以外は低い割合となっており、「公園の清掃や街路樹の水やり・清掃など」の11.7%の他は、10%を下回っています。

○これからやってみたいことは、ばらつきがみられますが、「花づくり運動などの緑化活動」「自宅でのガーデニングや緑化など」「園芸などの勉強会・講習会への参加」が多く、20%以上が選択しています。

公園との関わりについて

問15. 茨木市の公園・緑地に対して今後どのようなことを特に望みますか？（3つまで選択可）



○茨木市の公園・緑地に対して望むことは、「自然が楽しめる」とが最も多く、49.9%が選択しています。

○次いで「既存の公園を利用しやすいように整備すること」「災害時の避難場所や救護活動の拠点となる防災機能を備えていること」「小さくてもいいから歩いていける範囲にあること」が多く、30%以上が選択しています。

2. 緑を取り巻く社会潮流

<人口構造の変化>

現在、人口は増加が続いているが、近い将来、減少に転じると予想されます。また、少子高齢化は確実に進んでおり、今後もその傾向が続くと予想されます。

茨木市では、総合計画に定めるスローガン「ほっといばらき もっと、ずっと」に基づき、「住み続けたい」「住んでみたい」「訪れたい」と思われるまちを目指してまちづくりを進めていますが、都市づくりの観点から見ると、これまで、新たな宅地開発等に伴い整備してきた道路や、公園・緑地施設について、「量」の確保に追われていた時代であったのが、今後は、労働人口の減少に伴う税収減等が予想される中、「選択と集中」の考え方のもと「量」はもとより、維持管理や利用方法の見直しも含めた「質」の向上が重要になってくるものと考えられます。

<まちづくりにおける様々な分野での市民参加の取組の増加>

市民ニーズや価値観の多様化、複雑化が進み、行政だけでまちの課題に対応することが難しくなっています。これに対し、例えば防災分野では、地域コミュニティにおける防災活動の推進の観点から、居住者等が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が平成26年に創設されました。また、平成26年より地域における課題解決や地域活性化に対し、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進する「地域活性化に向けた協働取組の加速化事業」などが実施されており、環境分野での市民参加や協働をキーワードとした取組が広がりを見せています。

緑のまちづくりに関しても、市民の主体的な取組や、市民一人ひとりがまちづくり活動に参画する意識の醸成が求められている中、茨木市においては、公共、民間を問わず緑に関連した市民主体による公園・緑地の維持管理、人工林の育成、里山保全、環境教育など様々な活動が取り組まれています。

<都市の緑を取り巻く動き>

○緑を重視したまちづくりの広がり

平成16年には、景観法の創設とともに都市緑地法と都市公園法の改正等が行われ、都市緑化に向けた新たな制度として「緑化地域制度」と「立体都市公園制度」が創設、「借地公園制度」が拡充されました。また、平成24年の都市公園法運用指針改正により都市公園の配置・規模等の基準を条例に委任されることになりました。

大阪府においては、道路や河川を中心に、一定幅の沿線民有地を含む区域の緑化を促進する「みどりの風促進区域」が平成23年に指定されるなど、緑を重視したまちづくりが広がりを見せています。

緑の保全・創出を効果的に進めていくためには、これらの関連する法令等に基づき、適切

な施策を講じていくことが求められます。

茨木市においては、昭和 45 年から開発協議基準、昭和 57 年から開発指導要綱などによる民間開発での緑地等の確保について努めてきました。

○緑にかかる財源確保の取組

全国的に森林保全の財源確保のため森林環境税を導入する県が増加する中、大阪府においても森林保全対策を推進するために平成 28 年度から森林環境税が導入されることとなり、緑の施策をより一層進める環境が整いつつあります。

○地球レベルの温暖化対策や生物多様性の確保に関する意識の高まり

地球温暖化の対策が急がれる中、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)において、日本政府は「2013 年度比 26% 減」という 2030 年までの温室効果ガス削減目標を発表しました。CO₂ 吸収源・固定源としての緑の量を確保していくことがさらに求められています。

また、「生物多様性基本法」「生物多様性地域連携促進法」が平成 20 年に制定され、「生物多様性国家戦略 2010」では、緑の基本計画を都市における自然的環境の確保に貢献する計画として位置づけました。平成 22 年 10 月に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)では、二次的な自然環境における生物多様性の保全とその持続可能な利用の両立を図る「SATOYAMA イニシアティブ」が提唱され、同イニシアティブを世界的に推進していくことが採択されました。

茨木市においては、環境基本計画において、「心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち」を環境像として掲げ、基本施策である「バランスのとれた自然環境をつくる」のもと、「都市とみどりの共存」、「自然資源の利用の推進」、「生物多様性の保全」を進めていくこととしています。

○防災・減災や防犯のまちづくりに対する意識の高まり

阪神淡路大震災、東日本大震災により、防災への意識や備えの必要性が再認識される中、南海トラフ地震にも備えた防災・減災のまちづくりに向けて防火植栽、避難場所・避難経路など、緑の防災機能の向上・充実が求められています。

また、防犯面の観点からは、公園で緑が死角をつくってしまうことがないようにするなど、やみくもに緑を増やすのではなく、適正な配置にしていくことも重要です。

茨木市においては、地域防災計画において、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るために、公園緑地、道路、河川、ため池、水路等の都市基盤施設の効果的整備に努めるとともに、農地などの貴重なオープンスペース、学校、比較的大きな公共施設の有効活用を図り防災空間を確保することとしています。

3. 緑のまちづくりにかかる課題

活用

緑によってもたらされる効果を踏まえ、人々の生活や営みの中で積極的に活用していく必要があります。

平成27年10月、国土交通省によって「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」の中間とりまとめが公表されました。この中間とりまとめにおいては、新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペースの基本的考え方として「新たな時代の都市を支える緑とオープンスペースの戦略的な確保、活用」「まちの個性、市民の力を引き出すための都市公園の多機能性の発揮」「幅広い主体との協働により質を向上させていく仕組みの構築」の取組を推進していくことが必要と位置付けられています。

本市は、市域の平地部のほとんどが市街化し、少子・高齢化の進行や厳しい財政状況が続くと予想される中、緑のまちづくりにおいてもこれまでの「公による整備」を中心の取組から、民有地の緑も含めた今ある緑をどう活かし、どう質を高めていくかが大きな課題となっています。

市民意向調査によると、地域の交流や活動などの面でより一層活用していく必要があります。

市民のライフスタイルの多様化なども踏まえ、単に個人として利用するだけでなく、地域交流や子育て、福祉の場の提供、さらには観光振興などの面で緑が持つ機能を最大限に引き出しながら積極的に活用していくことが必要です。

【個別の課題】

- ・様々な活動の場としての緑の活用
- ・住民ニーズの変化等に基づく施設の見直しと施設・設備の質の向上
- ・緑にかかる情報発信

保全・育成

様々な緑を守り育て、次世代に受け継いでいく必要があります。

市街地においては、全長約5kmに渡る緑の骨格である元茨木川緑地を始めとする公園・緑地、河川・ため池、農地、古墳・遺跡、街路樹などの人々の営みの中で守り育てられてきた様々な緑が存在します。これらは、市の魅力や市民の生活の向上につながる重要な役割を持っています。

また、本市の北部の北摂山地の山林は、本市の緑の重要な構成要素となっており、面的なボリュームのある緑として景観や防災、生態系保全などの面で重要な役割を果たしています。

のことから、「選択と集中」の考え方を踏まえ、まちの魅力向上や景観形成、防災といった観点から、このような既存の緑の役割と効果を見極めた上で、緑を守り育てながら、次

世代へと引き継いでいくことが必要です。

【個別の課題】

- ・市街地背後の山並みの景観形成や生態系保全、林業など様々な機能を持つ緑の骨格としての山林の保全・活用
- ・農地（調整区域農地、生産緑地等）、社寺や古墳、遺跡等の縁、河川空間などの縁の保全・活用
- ・既存公園施設等の適切な維持管理、未整備公園の整備
- ・山地から市街地にかけて、多様な生物の生息空間となるまとまった縁の確保や移動空間となる縁のネットワークづくり
- ・市中心部において建築規制等と連携した市街地空間に緑化を促進するしくみづくり

再生・向上

まちの緑を再生するとともに質の向上及び最適化を進めていく必要があります。

整備後長い年月が経過し、老木の増加や施設の老朽化が進む公園・緑地が増加していることから、周辺環境や市民ニーズの変化を踏まえつつ、質を高めながら再生していくことが必要です。

また、一部の山林では、人による樹木更新がされなくなったため大木化が進み、ナラ枯れ、マツ枯れが生じていることへの対策を進めていく必要があります。これらについては、今後の維持管理のあり方を見据えつつ、再生していくことが求められます。

そのほかの縁についても、その縁の位置づけ、役割を踏まえつつ質を高めて行くことが必要です。

【個別の課題】

- ・マツ枯れ、ナラ枯れへの対応
- ・既存公園等の老朽施設や老木の更新・再整備
- ・縁にかかる維持管理の仕組みづくり

協働

市民や事業者による緑の取組への参画を促進していく必要があります。

先に整理した、縁の「活用」「保全・育成」「再生・向上」に関する課題への対応を考える際の共通するキーワードとして「協働」があげられます。

2011年10月に施行された環境教育基本法では、学校教育における環境教育の充実が図られたほか、環境行政への民間団体の参加と協働を推進するための規定が多く盛り込まれ

るなど、環境分野において協働の取組の推進にかかる環境が整いつつあります。

そのような中、茨木市においても、市民団体等によって公園・緑地の維持管理、人工林の育成、里山保全、環境教育など緑に関する様々な活動が取り組まれています。

しかし、市民意向調査によると、自宅でのガーデニングなどの緑づくりに取り組む人は多いものの、山林や農地などへの関心は低く、緑化活動や山林の保全活動に参加している人は1割にも満たない状況にあります。

これまでの市民や事業者が主体となった取組や協働による取組を根付かせ、拡大していくとともに、地域の緑のまちづくりを担っていく人材を発掘し育成するために現在活動していない人々が気軽に参加できる機会を充実させるなど、緑のまちづくりに参画する市民や事業者を増やしていくことが必要です。

【個別の課題】

- ・市民の緑に対する意識の向上
- ・公園・緑地等の維持管理への市民参加のさらなる機会づくり
- ・北部山間地域の里山づくりにおける市民参加による取組の拡大

第3章 目指すべき緑の方向性

前章までで整理した本市の緑の特性と課題等を踏まえ、本市が目指すべき緑の方向性として、緑の将来像及びその実現に向けた基本的な方針を明らかにします。

第2章 茨木市の緑の特性と課題

○茨木の緑の特徴

- 市の基幹的な緑として、全長約 5km の元茨木川緑地や総合公園である西河原公園など大規模な緑地や公園が整備されているとともに、街区公園や児童遊園など市民の生活に身近な 400箇所ほどの公園も、きめ細かく配置されています。
- 都市公園等については、計画的な整備を進めてきており、大規模開発地や池沼での整備を除けば、市街地での整備はおむね完了してきています。
- 指導行政等による民間開発での緑地等の確保について努めてきたが、さらなる取組拡大の余地があります。
- 一部の市立小・中学校においては、グラウンドの芝生化及びビオトープの取組を進めています。また、市立幼稚園において園庭の一部を芝生化しています。
- 緑のオープンスペースとしての機能を持つ社寺や古墳、河川、ため池、農地、街路樹など、公園・緑地以外の緑も数多く分布しています。
- 北部に広がる山林では、モチツツジ・アカマツ群落、コナラ群などの天然林が多いことが大きな特徴です。
- 整備後数十年が経過して老木化や施設の老朽化が進む公園・緑地が増えつつあります。
- 一部の山林では人による樹木更新がされなくなったため大木化が進み、ナラ枯れ、マツ枯れが発生しています。
- 本市の緑に対する市民の評価は、「満足」より「不満」が多く、満足度が高いとは言えない状況にあります。



○緑を取り巻く社会潮流

- 人口減少・少子高齢化が進む中、「選択と集中」の考え方のもと緑の「量」とともに、維持管理や利用方法の新たな展開も含めた「質」の向上が重要になっています。
- 市民ニーズや価値観の多様化、複雑化を背景として市民の主体的な取組みや市民一人ひとりがまちづくり活動に参画する意識の醸成が求められている中、市民主体による公園・緑地の維持管理や里山保全、環境教育など緑に関する様々な活動が取り組まれています。
- 大阪府において「みどりの風促進区域」が指定されるなど、緑を重視したまちづくりが広がりを見せています。
- 全国的に森林保全の財源確保のため森林環境税を導入する県が増加する中、大阪府においても森林保全対策を推進するために平成 28 年度から森林環境税が導入されることとなり、緑の施策をより一層進める環境が整いつつあります
- 地球レベルでの温暖化対策や生物多様性の確保が求められる中、CO₂ 吸収源・固定源や生物生息の場として緑を確保していくことが求められています。
- 防災・減災のまちづくりに向けて防火植栽、避難場所・避難経路の確保など、緑の防災機能の向上・充実が求められます。



○緑のまちづくりにかかる課題

- 緑によってもたらされる効果を踏まえ、人々の生活や営みの中で積極的に活用していく必要があります。
 - 様々な緑を守り育て、次世代に受け継いでいく必要があります。
 - まちの緑を再生するとともに質の向上及び最適化を進めていく必要があります。
- ☆市民や事業者による緑の取組への参画を促進していく必要があります。

第3章目指すべき緑の方向性
「緑の将来像」「基本的な方針」へ

関連計画

総合計画

スローガン ほっといばらき もっと、ずっと

○まちの将来像

- ・ともに支え合い、健やかに暮らせるまち
- ・次代の社会を担う子どもたちを育むまち
- ・みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち
- ・市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち
- ・都市活力がみなぎる便利で快適なまち
- ・心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち

都市計画マスタートップ

キャッチフレーズ 「人持ち」でつながる「人カタウン」茨木

○都市づくりプラン

- ・広域的な機能とネットワークを担う都市基盤施設等の整備を進める
- ・無秩序な開発を抑制し、計画的な市街地整備を進める
- ・既存ストックの有効活用を進める
- ・暮らしの安全・安心を確保する
- ・良好でうるおいのある住環境の形成を進める
- ・多様な暮らしを支える住宅をつくり、住み継ぐ
- ・都市の活力を高める産業を創り、守り育てる
- ・暮らしを支える「拠点」を活性化する
- ・憩いと癒しの空間を守り、つくる
- ・まちの資源を活かした個性ある景観の形成を進める
- ・地域と暮らしを支える交通システムを構築する
- ・人と環境にやさしい都市づくりを進める
- ・市民・民間によるまちづくりを進める

環境基本計画

環境像 心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち

○基本施策

- ・いごこちの良い生活環境をたもつ
- ・バランスのとれた自然環境をつくる
- ・ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす
- ・きちんと分別で資源の循環をすすめる

その他関連計画等

- ・健康や子育て、保健・福祉、協働などの分野の各種計画等

第3章 目指すべき緑の方向性
「緑の将来像」「基本的な方針」へ

1. 緑の将来像

メインテーマ

人持ちで 緑を育て 緑が育む ほっといばらき

サブテーマ

活発な市民活動と協働によってまちを豊かにする、質の高い緑の保全・創造・再生と活用

緑の将来像のメインテーマは、「人持ちで 緑を育て 緑が育む ほっといばらき」とします。市民が日常生活や仕事、地域活動などの中で様々な人々と関わりながら緑を育て、その緑が今度は「ほっといばらき」を育んでいくという、そんな緑のまちづくりを目指します。

また、サブテーマは、メインテーマを踏まえた緑のまちづくりの方向性を表現するものです。市民活動を活発にするとともにまちを豊かにする緑を、単に増やすのではなく質の高い緑を保全・創造・再生しながらそれらを活用していくという思いを込めて、「活発な市民活動と協働によってまちを豊かにする、質の高い緑の保全・創造・再生と活用」とします。

2. 基本的な方針

これまでに整理した緑を取り巻く状況や上位計画、課題整理などを踏まえ、緑の将来像の実現に向けて緑のまちづくりを進めていくための基本的な方針を設定します。

(1) 市民の生活や様々な都市活動の中で緑を活かしましょう

茨木市で充実した暮らしや営みを実感できるよう、市民生活や都市活動の場において緑の利用・活用を図ります。緑の種類や緑がある場所・環境などを踏まえ、従来のレクリエーション、防災、環境保全などに加え、福祉、子育て、教育、交流などの分野でも緑の積極的な利用・活用を図ります。

ここでは、緑の利用・活用を果実として例えます。たくさんの果実が実るような取組を進めます。

(2) 市民の緑への関心を高めるとともに、多様な主体が緑のまちづくりに関わるようにしましょう

緑の存在や利用・活用が生活や都市活動をより充実させるという市民への意識啓発に取り組むとともに、緑に関わる主体の育成や緑のまちづくりに参加できる場や機会の充実など、より多くの市民が緑に関わる取組を推進します。

(1)の可能性を広げるのがこの(2)です。果実である(1)を幹や枝として支えながらたくさん育んでいきます。



* 「人持ち」という言葉は、市民まちづくり会議で生まれた造語です。「人持ち」とは、自分のまわりの人（家族・親戚・友人・知人・地域・子ども・学校・仕事・学習・ボランティア・趣味 etc）をどれだけ知っているか、つながっているか、ということです。

また、「ほっといばらき」の「ほっと」とは、市民が元気に躍動するまちの姿を表す「HOT」と、誰もがやすらぎを感じ、安心して生活ができるまちの姿を表す「ホッと」という2つの意味があります。

※基本的な方針(1)～(3)の関係について

「(1) 市民の生活や様々な都市活動の中で身近な緑を活かしましょう」の可能性を広げるために実施するのが「(2) 市民の緑への関心を高めるとともに、多様な主体が緑のまちづくりに関わるようにしましょう」です。また、それらをフィールドとして支えるのが「(3) 市民の共有の財産として緑を守り育て、継承しましょう」に位置づける取組です。

(3) 市民の共有の財産として質の高い緑を守り育て、次世代に継承しましょう

市民共有の財産であるとともにまちの魅力を高める重要な要素として、緑を守り育て、次世代へと引き継いでいきます。緑の種類や緑のある場所、人との関わりの中で求められる役割などに応じて質の高い緑を保全・創造します。

(1)(2)を支えるフィールドとして緑を保全・創造していくのが(3)です。樹木を支えるためのしっかりとした土壌を整えていきます。

第4章 緑のまちづくりの取組

・将来像の実現に向けて、「2. 基本的な方針」で設定した3つの方針に基づく取組を示します。

1. 市民の生活や様々な都市活動の中で緑を活かしましょう

2. 市民の緑への関心を高めるとともに、多様な主体が緑のまちづくりに関わるようにしましょう

3. 市民の共有の財産として質の高い緑を守り育て、次世代に継承しましょう

第5章 重点的・先導的な取組

・計画を実施していく上で、重点的・先導的に進めていく取組を示します。

第6章 計画の推進に向けて

・今後計画を推進していくためのしくみ等を示します。

第4章 緑のまちづくりの取組

緑の将来像の実現に向けて、第3章「2. 基本的な方針」で設定した3つの方針に基づく取組を進めていきます。

1. 市民の生活や様々な都市活動の中で身近な緑を活かしましょう

(1) 地域コミュニティやまちづくりの様々な活動の場としての緑の活用

緑が持つ機能を踏まえ、それらの効果を発揮すべく地域コミュニティやまちづくりの様々な場面での活用を図りましょう。

なお、ここで位置付けた幅広い分野での緑の活用に向けて、施設利用などに関する新たな制度や基準の創設等について検討します。

①健康づくり、レクリエーション分野

緑の基本的な役割である健康づくり、レクリエーションの場として活用しましょう。スポーツや健康づくりに関わる団体等との連携による活用促進を図るとともに、利用者のニーズに対応した使いやすい緑の整備等により個人の活用の促進も期待できます。

緑の活用例	期待される効果
・公園、広場での緑との触れ合い	・気分転換、ストレス解消
・運動、スポーツのフィールド	・健康づくり
・茨木自然歩道等における森林浴、ハイキング	・日常生活における楽しみ、生きがいづくり ・家族や仲間等との交流促進 等
・市民農園における農作業	



緑豊かなスポーツ施設



桜の季節の花見

②子育て分野

子どもが緑の中で遊びながら、心身の成長や家族、友達と絆を深める場として活用しましょう。また、少子化が進む中、身近に育児の仲間が見つからず不安を抱えている親にとって、親同士の出会いの場、さらには悩み相談や情報交換、育児の息抜きの場などとしての役割も期待できます。

緑の活用例	期待される効果
・公園や山林など緑の中での子どもの遊び	・親子の絆づくり、友達づくり、親同士のつながりづくり
・市民農園での農作業体験	・健やかな心身の育成 ・育児ストレスの緩和 等



蛍の鑑賞会



農作業体験

③教育、生涯学習分野

学校やPTAなどの教育関連団体等と連携しつつ、茨木市の山林、河川、公園、農地などの豊かな緑を活用した生態系や環境問題についての学習の場として活用しましょう。また、市民の知的欲求の高まりに応えるため、歴史や文化等も含めた地域学習の場としても活用します。

緑の活用例	期待される効果
・公園や山林、河川等の植物や生き物を活用した環境学習	・個人の知的欲求の高まり ・自分の住むまちや環境保全に対する意識の向上
・古墳や社寺等の歴史、文化も含めた地域学習等	・自分の住むまちに対する誇りや愛着意識の醸成 ・日常生活における楽しみ、生きがいづくり ・仲間との交流の活発化 等



森林での環境学習



福井城跡の発掘体験

④保健・福祉分野

緑と触れ合い、緑の癒し効果により、心身のストレス緩和、機能改善等の効果が見込まれますが、活動の中で参加者間の交流が育まれることや、ノーマライゼーション社会（障害のある人もない人もともに認め合い支え合う社会）への理解が進むことなども期待できます。

緑の活用例	期待される効果
・障害者や高齢者向け等の園芸活動等	・心身の癒し、ストレス緩和・機能改善等
・緑の中でのリハビリ活動	・障害者、高齢者、介護者等の交流、情報交換の活発化
・緑を通じた交流イベント等	・介護ストレスの緩和 ・ノーマライゼーション社会に対する理解が進むこと 等



草花の鑑賞

⑤交流・観光、地域活性化分野

交流、観光、地域活性化分野においては、緑を集客等のための要素として位置づけた活用を図りましょう。祭りやイベントの開催、観光農園などにより、交流人口の増加、市のイメージアップ、地域経済の活性化などが期待できます。

緑の活用例	期待される効果
・公園や広場を活用した祭りや集客イベント	・地域経済や地域コミュニティの活性化 ・自分の住むまちに対する誇りや愛着意識の醸成
・地域コミュニティによる美化活動や緑化活動	・地域の魅力向上
・緑と触れ合える観光資源	・交流人口の増加
・農業、林業の場	・地産地消の推進 等



みかん狩り



清掃活動

⑥景観分野

まちにゆとりとうるおいを与える景観構成要素として緑を活用しましょう。良好な都市景観形成は地域の魅力の向上につながり、さらには市民の自分のまちに対する誇りや愛着の醸成も期待できます。

緑の活用例	期待される効果
・公園や街路樹の保育	・良好な都市景観の形成
・建物周辺の緑化	・地域の魅力、価値の向上
・里地・里山における樹木の手入れ	・ゆとりとうるおいのある心地良いまちの実現
・歴史文化資源と調和した緑化	・市民の自分のまちに対する誇りや愛着の醸成 等



緑豊かな住宅地の景観

⑦防災分野

防災、減災に寄与する要素として緑を活用しましょう。農地や公園、街路樹などが災害時の延焼防止や避難場所、一時貯留池などとして機能する整備、確保等を進めることでまちの防災性の向上が期待できます。

緑の活用例	期待される効果
・災害時の避難場所	・災害時の拠点や避難場所、避難路の確保
・敷地境界の緑化	・火災時の延焼防止
・遊水池としての農地保全	・土砂災害や水害の防止
・緑のダムとしての山林の保育管理	



防災公園でもある西河原公園



遊水機能を持つ市街地の農地

⑧自然環境保全分野

生物の生息や気象緩和など環境面から緑を保全しましょう。まとまった緑等の保全により、生態系保全や生物多様性を維持・保全するとともに、市街地におけるきめ細かな緑の配置も合わせて大気の浄化、都市型気象の緩和など快適な都市環境形成が期待できます。

緑の活用例	期待される効果
・生き物の生息の場、移動の場としての 緑の確保	・生態系の保全、生物多様性の保全
・市街地における緑地の確保	・ヒートアイランド現象の緩和 ・大気の浄化 等



元茨木川緑地の緑



山林の緑

(2) 緑や緑のまちづくり活動等にかかる情報の発信

市民による緑の活用や緑の情報発信を促進するため、茨木市の緑や緑を活用したまちづくり活動等にかかる情報を集約とともに、様々な手段を用いて発信します。

(発信する情報の例)

○茨木市の緑の特徴

- ・元茨木川緑地など特徴ある公園・緑地
- ・市内で見られる樹木、草本などの情報
- ・天然林が多い、社寺や古墳などと一体となった緑が多いなど

○四季折々の花の開花情報や見所

○緑に関するイベント情報 等

(情報発信の手段)

○市HP (緑に関する情報の一元化)

○観光協会HP

○広報いばらき

○リーフレット

○SNS (ツイッター、Facebook 等)

○テレビ、ラジオ、新聞広告、タウン情報誌 等

茨木市観光協会のHP

2. 市民の緑への関心を高めるとともに、多様な主体が緑のまちづくりに関わるようにならしめよう

(1) 緑に関する普及、啓発と市民団体等の緑に関わる活動への参加促進

市民の緑への関心を高めるための普及・啓発や人材、団体の育成に取り組むとともに、これまであまり緑と関わりのなかった市民団体等も、緑と関わりを持てるような仕掛けづくりに取り組みます。

①緑の活用拠点の整備

市内の適所に緑化拠点を開設し、情報発信や緑にかかる講習会等を開催します。

②緑化にかかる活動支援

地域緑化を進めるため、年1回自治会や希望団体を対象に樹木を配布していますが、今後、さらに配布対象を広げ、工場緑化や民間敷地の植栽を積極的に進め、緑の普及に努めます。

③緑や環境に関する活動団体の育成

緑化、環境保全などについて調査・研究する団体や既存のボランティア団体等（P23 緑にかかる活動団体一覧を参照）の取組活動を支援するとともに、このような団体が今後も増えていくよう団体の育成に取り組みます。

また、後述する緑や環境の活動に関わる人材育成や情報発信ツールの活用等により、福祉や子育て団体などにおいても、その活動の中で緑を効果的に活用する団体を増やすことに努めます。

さらに、これらの団体や市民間のネットワークを強化するため、団体等の交流や情報交換の場を提供します。



環境保全団体の活動

④緑や環境の活動に関わる人材育成

現在、若園バラ公園等で花と緑に関する育成技術向上の講習会を開催し、緑化にかかる知識の普及、啓発に努めています。今後もこのような取組の充実を図り、緑を育成、維持、管理できる人材育成に取り組みます。

また、緑化のリーダーとして「大阪府自然環境保全指導員」等が活躍していますが、今後とも市民の自主的な緑の保全や緑化推進活動の中心となる指導者の育成に努めます。



バラ剪定講習会

さらに、地域の生活や活動の中での緑の活用方法を市民に伝える「緑の活用講習会」を開催し、緑の活用方法や緑を活用する効果などの内容を事例も交えて市民に伝えます。

⑤情報発信にかかるツールの作成

市民や来訪者に茨木市の緑の魅力を感じてもらうため、市内の公園情報や緑のイベントの開催情報などに関するパンフレットを作成します。また、緑の活用方法を市民に広く伝えるため、緑の活用方法を掲載したアイデア集を作成します。

これらは冊子を作成するほか、インターネットなどを活用して市民等に配信します。

⑥専門家との連携強化

緑のまちづくりについて専門的なアドバイスを行うアドバイザー派遣制度の創設や専門家による緑の講習会の開催など、専門家との連携による取組を強化します。

(2) 緑に親しみ、学ぶイベントの開催

日常生活や都市活動の中で緑を取り入れていくことを目指し、緑に親しんだり、学んだりするイベントを開催します。

①市民さくらまつり（元茨木川緑地）

元茨木川緑地において、毎年春に市民さくらまつりを開催しています。今後は、観光活性化の観点及び桜の品種検討など緑地のリニューアル検討の中で、より良いものに改良していきます。

また、まちの美化や緑の保護、育成に関する知識の普及などのPR活動を進めています。



市民さくらまつり

②生き物観察会・学習会

山林や河川、公園の緑などの茨木市の自然を活用し、子供などが自然の生態系や環境保全について学ぶことができる生き物の観察会や学習会を開催します。

③緑化にかかる表彰イベントの開催

市民の目を楽しませ、市街地にうるおいを与えていたる民間施設や民有地の緑化を対象として行っている「茨木市景観賞」などの表彰イベントを開催し、緑化に対する市民への啓発と普及を図ります。

④緑化イベントの実施

公園や緑地を活用し、樹木や草花、昆虫などを研究し勉強するなど、新たな活動を模索し

ます。

(3) 緑化事業の推進

市民主体による緑のまちづくり活動を促進するため、それらをサポートする緑化事業を推進します。

市民、事業者、行政が協力し、良好な自然環境を維持するために必要な樹木や樹林の保全育成、緑化の推進等を行います。また、市民ひとりひとりが緑の大切さを認識し、自らが進んで緑化に努めることが大切であることを踏まえ、大阪府のみどりの風促進区域による民有地緑化も含めて、緑化推進や保全、緑の文化創造を促進します。

①茨木市緑化基金の充実と活用

市民、事業者への緑化基金の協力キャンペーンを様々なイベントで行い、基金増を図ります。また、基金を新たな展開も含めた緑化に活用していきます。

②グリーンバンク制度の推進

市民・事業者から花木を譲り受け、新たな活用を図る制度の広報活動を充実します。

③花と緑の街角づくり推進事業

地域や街角から花と緑の輪を広げ、ゆとりとうるおいのあるまちづくりを進め、自治会、子供会、老人会、住宅管理組合、草花愛好グループ等と協定を結び緑化を推進しています。

今後はこうした組織の育成を図り、自主的な管理運営活動ができるように支援します。



花と緑の街角づくり推進事業を紹介するHP

④民有地緑化助成事業

緑あふれる魅力あるまちづくりの推進を図るために生垣緑化の助成を、今後は、接道部の緑化や緑化の困難な地域における緑視の向上のための壁面緑化への支援など、民有地の緑化に寄与する事業にも拡大し緑化の推進に努めます。

⑤専門家の派遣制度

市民や事業者が地域の緑化を推進するため、緑の相談員等の人材を育成して派遣できる仕組みをつくるとともに、「樹木医」などの専門家を派遣し、支援できるようにします。

3. 市民の共有の財産として緑を守り育て、次世代に継承しましょう

(1) 緑地の保全

1) 森林の保全

①自然公園

自然公園として指定されている竜王山周辺（竜王山地区）、上音羽・泉原周辺（多留見地区）、銭原・長谷周辺（見立地区）の森林については、その自然の風景を保護するとともに、案内看板、散策コースのマップの整備などにより、レクリーションや環境学習等による市民利用の増進を図ります。

モチツツジ・アカマツ群落、コナラ群などの天然林については、大阪府や周辺市町、森林組合等と連携し、森林病害虫対策を含めた保全・再生を図ります。



銭原キャンプ場

②近郊緑地保全区域

近郊緑地保全区域に指定している北部地域のまとまりのある森林については、今後も保全に努めます。市民の健全な心身の保持及び増進を図るとともに、公害や災害の防止などに寄与する緑を保全します。

③保安林及び地域森林計画対象民有林

保安林及び地域森林計画対象民有林については、水源のかん養や木材の生産を基本としつつも、生物多様性の確保、自然景観の保全といった役割も重要なことから、都市近郊の貴重な緑地空間として秩序ある土地利用計画のもとその保全、育成に努めます。

2) 景観緑地の保全

市街地から見える範囲にある山麓部の南斜面の緑地や西穂積丘陵は、景観緑地としての役割の他に、環境面から見ても地球温暖化の防止や生態系の保護などに貢献する緑地であることから、今後、合意形成を図りつつ特別緑地保全地区の指定を行うとともに各種制度活用も視野に入れながら緑地の保全に努めます。

なお、景観計画において「みどり・田園景観区域」に指定されており、市街地から北摂山系への眺望景観の保全や緑化の促進などが図られています。

3) 農地の保全

①市街化調整区域の農地の保全

市街化調整区域の農地は農業生産の場のみでなく、洪水防止、水源かん養等の国土保全機能等を持っていることから、今後も、農業生産活動の継続を図りつつ、それらの有する機能を維持するとともに、農空間を利用した新たな多面的機能についても検討します。



市街化調整区域の農地

②市街化区域の農地の保全

市街化区域内の農地のうち、生産緑地は、農業生産の場のほか災害時の避難場所となるなど良好な生活環境の確保を図る上で保全の必要性が高く、都市計画との整合を図りながら保全に努めます。

③市民農園の整備

農作物の収穫を楽しみ、土に親しむほか、園芸療法などの機能も有していることから、市民農園の開設を促進します。

4) 身近な樹林地の保全

①保存樹木、保存樹林の保全

市街地又は、その周辺において、美観・風致を維持するために必要と認められる樹木、樹林については、本市の要綱に基づき保存樹木、保存樹林として検証、周知し、健全に保つよう支援します。

②天然記念物の樹木の保護

大阪府文化財保護条例による指定文化財として「乾邸のいちょう」があり、今後ともこの記念物を府とともに保護していきます。

③社寺林や個人地の緑の保全

市民に「鎮守の森」として親しまれている社寺林や個人地の緑について、市民緑地制度や特別緑地保全地区制度、緑地協定制度等を活用しながら身近な憩いの空間として、今後も所有者との連携により保全に努めます。

④景観重要樹木の指定

樹齢やその姿等から見て、優れていると考えられる樹木や、地域のランドマークとして、

市民に親しまれている樹木については、景観計画に基づく景観重要樹木としての指定を検討します。

(2) 公園・緑地等の整備と維持管理・運営

1) 公園・緑地の整備・再整備と維持管理・運営

①住区基幹公園

住区基幹公園については、これまで鋭意整備を進めてきており、概ね開設できています(P15 参照)。彩都等の大規模都市開発に伴う一部の公園等については未整備ですが、これらについては、市街地整備に合わせて整備していきます。

今後、市街地における配置バランスや誘致圏を考慮し、整備率が低い地域において用地の確保が可能で人口の定着が期待できるなどの条件をもとに、優先順位を定めて整備を推進します。

整備後、相当年数が経過している公園については、地域の実情に合わせた再整備や施設・設備の更新を計画的に行います。

公園の再整備を進める際には、壮年層による新たな利活用が想定されることも踏まえ、誰もが安心して安全に利用できるよう、ユニバーサルデザイン化を進めることを基本としつつ、ワークショップやアンケート調査などにより利用者の意向を把握し、高齢者向けの健康づくりができる公園や小さな子どもが安全に遊べる遊具のある公園など、地区の特性を踏まえた整備を行います。

また、公園の運営管理にあたっては、緑の適切な管理運営を進めていくため、過去の維持管理作業及び経過等が記載された公園台帳の充実を図るとともに、指定管理者制度やアドプト制度など市民・民間が公共施設の管理に携わる新たな展開も含め、その規模や特徴等に応じた管理運営を行います。



若園公園

②都市基幹公園

都市基幹公園の総合公園である西河原公園は全て整備済みです。松沢池公園については、一部開園していますが、池沼を含んだ公園であり、現在、農業用ため池として利用されていることから、開設には時機を待つ必要があります。

これらの公園についても住区基幹公園と同様、地域の実情に合わせた計画的な再整備や施設・設備の更新、



西河原公園

その規模や特徴等に応じた管理運営を行います。

③都市緑地

市街地を南北に縦断している元茨木川緑地は、市街地内の緑地として大切な役割を果たしています。市民さくらまつりや様々な催しが開催されたり、日常的にもジョギングや散歩等に活用され貴重な市民の憩いの場となっています。

開設から40年が経過し、老木の増加や施設の老朽化が進みつつあります。今後、茨木市の緑の骨格軸として、市民との協働によるリニューアルなど良好な緑地として保全・整備を進めます。

その他の都市緑地についても、適切な維持管理を進めます。

2) 開発による公園・緑地の確保整備・維持管理

①開発指導要綱による公園の確保整備・維持管理

本市では開発による公園の整備基準を以下のように定めています。

一定規模が確保できるように用地の集約化を指導します。

開発区域面積が3,000m²以上の住宅建設を目的とする開発行為等については、下表から算出された面積以上を公園として整備します。

また、緑地協定の締結を促進します。

市街化区域
①開発区域面積(m ²) ×3%
②計画人口×1.5 m ² /人
①、②のいずれか大きい方の面積とする。

※計画人口については施行基準第30「計画人口基準」により、算出した数値とする。

公園面積の最低基準は100m²とする。

②開発指導要綱による緑地、広場、緑道の確保整備

緑地、広場、緑道については、開発指導要綱施行基準に基づく協議により確保に努めます。なお、開発区域面積が、5.0ha以上の場合には、①で定める公園確保面積の内訳として、一定面積以上の公園の他に緑地、広場、緑道に割り当てることができます。

③開発指導要綱により確保された緑地、広場、緑道の維持管理

開発によりつくられた公園・緑地等については、周辺住民等の協力を得ながら適切な維持管理を進めます。

④大阪府自然環境保全条例による緑地の確保

この条例は自然環境の保全と回復を図ることにより、健康で文化的な生活の確保に資することを目的とします。

〈地域緑化の推進〉

住民が共同して一定の区域内の緑化を推進する場合、苗木の提供など必要な援助を行います。

〈公共施設の緑化義務〉

公共施設には植栽等で緑化する義務があります。

〈民間施設の緑化義務〉

民間事業者及び管理者は緑化に努めるものとします。

特に自然環境に影響を及ぼす 1ha 以上の規模の開発行為等については「自然環境の保全と回復に関する協定」を行い、基準に従った緑化が必要です。

3) 緑関連公共施設の整備、維持管理

①児童遊園の維持管理

児童にとって身近な遊び場として整備した児童遊園は整備量を維持し、主体的な日常の運営管理は地元自治会等で、その他の維持管理は市により行います。

②緑道・自然歩道の整備、維持管理

今後も緑道・自然歩道整備等の一層の充実を図ります。また、安威川ダム整備に合わせた湖面周辺の緑道整備を検討し、レクリエーションや散策などに親しまれるようにします。また、市民の協力を得ながら適切な維持管理を進めます。

③運動施設の整備、維持管理

忍頂寺スポーツ公園や平成 27 年開設のサッカー場としての機能を持つ桑原ふれあい広場など、運動公園をバランス良く整備しています。今後も健康づくり、スポーツ、レクリエーションの場としての機能の充実を図りながら整備します。また、市民の協力を得ながら適切な維持管理を進めます。



忍頂寺スポーツ公園

④青少年野外活動センターの整備、維持管理

北部地域に位置し、豊かな自然環境に恵まれた施設です。今後も青少年が自然と親しみながら「協力」「友愛」「奉仕」の心を育み、たくましい実践力を培う場、あるいは市民のレク

リエーションの場として利用の増進を図るため整備拡充します。また、市民の協力を得ながら適切な維持管理を進めます。

(3) まちなかの緑の最適化

1) 道路の緑

①街路樹

街路樹については、適切な管理をしていくため植栽年や過去の維持管理作業等を記録した樹木台帳を作成するとともに、街路景観の形成や通行する車・自転車や歩行者の安全性の確保、落ち葉による周辺住民への影響などを勘案した維持管理計画を地域住民と協議しながら策定し、そこで定めた一定の基準に沿った適切な剪定や植え替え等の維持管理、更新を進めています。

樹冠の連続する街路樹とするなど、緑視効果の向上を図ります。

②街角の緑化修景

街角には、市民や事業者の協力を得ながら花や樹木の植栽等を行い、緑化修景を図ります。

2) 河川水路の緑

河川水路については、危険防止、生物多様性の確保などに配慮しつつ、アドプト制度の導入などを図りながら、適切な維持管理に努めます。



川合裏川

3) 学校等の緑

緑化教育、環境教育の一環として、自然観察等の教材となるシンボルツリーも含めた樹木の植栽やビオトープの活用、グリーンカーテンの設置等を進めます。

また、芝生化された園庭・校庭の適切な維持・管理を進めます。

4) 公共施設の緑

公共施設の整備や建て替えにおいては、既存の緑の活用や敷地緑化、建築物の壁面・屋上緑化など多様な手法による緑の確保に努めます。明るく親しみのある環境を創出するため、花や実をつける樹種も組み入れた積極的な緑化及び適切な維持管理を進めます。

身近な公園が不足している地域等においては、周辺住民の意向を踏まえつつ公共施設の跡地や市が所有する未利用地について、暫定的な利用も含め緑の空間としての活用を進めます。

公共施設に道行く人たちが気軽に立ち寄ったり、休憩できるよう緑地を確保します。また、公共施設の緑化の目標を設定し、計画的な緑化を推進します。

5) 民有地・民間施設の緑

①緑化基準の設定

民間施設については、大阪府自然環境保全条例の大坂府施設緑化基準に基づき緑化を指導・誘導します。

②工場・事業所の緑

事業所、工場等においては、防災、ヒートアイランド対策、景観形成などの観点から積極的な敷地内緑化と適切な維持管理に努めます。特に敷地境界や接道部では、地域特性や街路樹などを考慮し、周辺環境と調和した緑化に努めるとともに、公開空地を確保し、景観形成に対応した修景効果の高い緑化を行います。敷地内においても工場立地法による緑地を確保するとともに景観木等の植栽を促進します。

③業務地の緑

業務地では、総合設計制度の積極的活用を進め、公開空地を確保し、景観形成に対応した修景効果の高い緑化と適切な維持管理を促進します。

④地区計画、建築協定など住民の自発的なルールづくりによる緑化

地区計画、建築協定を定める地区では、住民等の自発的なルールづくりの中で緑化率を規定し、地区内の積極的な緑化と維持管理を促進します。

また土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する緑地協定制度の導入を図ります。

緑のまちづくりの取組目標一覧

市民がこれまで以上に緑との関わりを増やし、活用していくことを目指すという「1. 市民の生活や様々な都市活動の中で身近な緑を活かしましょう」を進めていくには、緑に関する市民への意識啓発や緑に関わる主体の育成などに取り組む「2. 市民の緑への関心を高めるとともに、多様な主体が緑のまちづくりに関わるようにしましょう」、質の高い緑を保全・創造していく「3. 市民の共有の財産として緑を守り育て、継承しましょう」の取組を確実に進めていく必要があります。このため、「2」と「3」については、今後10年の間でどのようなことに取り組むかを示す取組目標を設定します。

取組内容	取組目標			
	平成27年度	平成28年度	平成31年度	平成34年度
		～ 平成30年度	～ 平成33年度	～ 平成37年度
2 市民の緑への関心を高めるとともに、多様な主体が緑のまちづくりに関わるようにしましょう				
(1) 緑に関する普及、啓発と市民団体等の緑に関わる活動への参加促進				
① 緑の活用拠点の整備	相談コーナー設置	講習会等の実施	施設の整備	
② 緑化にかかる活動支援	継続	対象の拡充	新たな展開	
③ 緑や環境に関する活動団体の育成	活動の支援	支援の拡充	継続	
③ 緑を活用する団体の増加		推進	継続	
③ 緑に関わる団体の交流の場の提供		推進	継続	
④ 緑や環境の活動に関わる人材育成	継続	講習会等の拡充	講座等の開設	
④ 緑の活用講習会の開催		検討	講習会の開催	
⑤ 情報発信にかかるツールの作成		パンフレット等の作成		
⑥ 専門家との連携強化		検討	講習会の開催	制度の創設
(2) 緑に親しみ、学ぶイベントの開催				
① 市民さくらまつりの改良	リニューアルの検討	実施		
② 生きもの観察会・学習会の開催		検討・開催	充実	
③ 緑化にかかる表彰イベントの開催	継続			
④ 緑化イベントの実施		イベントの検討	開催	

取組内容			取組目標			
			平成27年度	平成28年度 ～ 平成30年度	平成31年度 ～ 平成33年度	平成34年度 ～ 平成37年度
2 市民の緑への関心を高めるとともに、多様な主体が緑のまちづくりに関わるようにしましょう						
(3) 緑化事業の推進						
① 茨木市緑化基金の充実と活用		基金の充実		新たな活用		
② グリーンバンク制度の推進		継続	広報の充実			
③ 花と緑の街角づくり推進事業の推進		継続		支援の充実		
④ 民有地緑化助成事業の充実		継続	支援の拡充			
⑤ 専門家の派遣制度の創設					制度の創設	
3 市民の共有の財産として緑を守り育て、次世代に継承しましょう						
(1) 緑地の保全						
1) 森林の保全						
① 自然公園の利用増進と保全・再生		保全・再生 充実	保全・再生の 充実	市民利用の 増進		継続
② 近郊緑地保全区域の保全		保全	継続			
③ 保安林及び地域森林計画対象民有林の保全・育成		保全・育成	継続			
2) 景観緑地の保全						
① 山麓地域及び西穂積丘陵の保全		継続		制度の検討		
3) 農地の保全						
① 市街化調整区域の農地の保全		保全	継続			
② 市街化区域の農地の保全		保全	継続			
③ 市民農園の整備				整備の促進		

取組内容	取組目標			
	平成27年度	平成28年度 ～ 平成30年度	平成31年度 ～ 平成33年度	平成34年度 ～ 平成37年度
3 市民の共有の財産として緑を守り育て、次世代に継承しましょう				
(1) 緑地の保全				
4) 身近な樹林地の保全				
① 保存樹林・保存樹木の保全	保全の支援	継続		
② 天然記念物の樹木の保護	保護	継続		
③ 社寺林や個人地の緑の保全	保全	制度の検討・活用	継続	
④ 景観重要樹木の指定		指定の検討	継続	
(2) 公園・緑地等の整備と維持管理・運営				
1) 公園・緑地の整備・再整備と維持管理・運営				
① 住区基幹公園の整備・再整備	再整備の検討・整備	継続		
② 都市基幹公園の整備・再整備		再整備・更新の検討	継続	
③ 元茨木川緑地の保全・整備		再整備の検討	検討・計画	再整備
2) 開発による公園・緑地の確保整備・維持管理				
① 開発指導要綱による公園の確保整備	整備の推進	継続		
② 開発指導要綱による緑地、広場、緑道の確保整備	整備の推進	継続		
③ 開発指導要綱により確保された公園・緑地等の維持管理	適切な維持管理	継続		
④ 大阪府自然環境保全条例による緑地の確保	確保の推進	継続		
3) 緑関連公共施設の整備、維持管理				
① 児童遊園の維持管理	推進	継続	新たな展開	
② 緑道・自然歩道の整備、維持管理	推進	継続		
③ 安威川ダム周辺の緑道整備	整備の検討	整備の検討・計画	整備	継続
④ 運動施設の整備、維持管理		整備の検討・維持管理		
⑤ 青少年野外活動センターの整備、維持管理		整備の検討・維持管理		

取組内容			取組目標			
			平成27年度	平成28年度 ～ 平成30年度	平成31年度 ～ 平成33年度	平成34年度 ～ 平成37年度
(3) まちなかの緑の最適化						
1) 道路の緑						
① 街路樹の維持管理計画による維持管理			検討	計画の策定		
② 街角の緑化修景の確保			検討	推進		
2) 河川水路の緑						
① 河川水路の維持管理へのアドプト制度の導入			検討	推進		
3) 学校等の緑						
① 学校のビオトープの活用		維持管理 設置の検討	継続			
学校でのグリーンカーテンの設置		設置の推進	継続			
4) 公共施設の緑						
① 公共施設の緑化目標による計画的な緑化の推進			検討	基準の設定		
5) 民有地・民間施設の緑						
① 大阪府施設緑化基準に基づく緑化の指導・誘導		指導・誘導	継続			
② 工場・事業所の緑化、公開空地の確保		緑化の促進	継続			
③ 業務地の緑化、公開空地の確保		緑化の促進	継続			
④ 地区計画、建築協定での緑化率の規定による緑化推進		緑化の促進	継続			
緑地協定制度の導入による緑地の保全			検討			

第5章 重点的・先導的な取組

1. 中心市街地の緑化と元茨木川緑地のリニューアル

(1) 中心市街地の緑化

JR茨木駅や阪急茨木市駅、商業業務地区などを含む茨木市の中心市街地において、オープンスペースの確保や公共公益施設、民間施設の敷地内緑化、壁面緑化などを推進します。また、道路や沿道部分の緑化を進め、周辺地域の緑とつながる道づくりを進めます。

また、本地区は前計画に引き続き緑化重点地区として位置づけられており、民間と行政の連携による緑化の取組を推進します。

(2) 元茨木川緑地のリニューアル

元茨木川緑地は、豊かな緑とサクラ並木など市民に親しまれた花の名所を含む茨木市を代表する全長5kmの緑地です。

開設から40年が経過し、老木の増加や施設の老朽化が進みつつありますが、今後も、茨木市の緑の骨格軸として、市民のニーズを踏まえたリニューアルを進めていきます。

また、リニューアルやその後の維持管理や運営管理にあたっては、専門家からのアドバイスを受けつつ、市民参加の仕組みを盛り込んだ取組を進めてまいります。

- ・道路空間としてのあり方を踏まえた緑のリニューアル
- ・維持管理や運営管理にあたっての市民参加の仕組みを盛り込んだ緑のマネジメント
- ・より市民に親しまれるさくら祭り会場としての新たな展開
- ・広域避難地等に通じる避難路としての防災緑化や避難空間の充実
- ・元茨木川緑地景観形成地区の指定に基づく緑との調和に配慮した沿道景観の形成

2. 北部地域の緑を活かした環境づくり

(1) 市民との協働による里地・里山の自然環境の維持・保全

事業者や森林ボランティア団体による森林整備により、里地・里山の保全を図ります。また、天然林整備に対する支援や森林病害虫対策を実施するとともに、森林ボランティアによる森林保全活動を促進し、多様な生態系の保全に努めます。

将来的には保全配慮地区の指定も念頭に置きつつ、市民、事業者、行政の連携による緑地の保全・再生の取組を推進します。

(2) 安威川ダム周辺における自然再生

治水を目的としたダム湖の整備を推進する上で、水源地域整備計画事業であるダム湖展望広場などについて、住民参加型ワークショップによる検討等も含めたダム周辺の水辺や地域資源を活かしたスポーツ、レクリエーション整備事業を進めるとともに周辺地域の自然再生

に取り組みます。



安威川ダム完成予想図（イメージ）

（3）新名神インター周辺における歴史文化と観光拠点整備

新名神高速道路の（仮称）茨木北インターチェンジ等の建設により、北部地域においても国土幹線への結節点が生まれることを踏まえ、千提寺地区及び周辺の自然環境や歴史資源を活かした賑わいのある癒しの空間づくりを目指し、来訪者と地域住民の交流を促進するための拠点整備や回遊路整備、キリスト教遺物史料館の機能拡充などによる縁と調和した地区的魅力向上に取り組みます。

（4）山の生き物観察会・学習会の実施

森林組合や環境をテーマに活動する団体等と連携し、山林や豊かな自然を活用し、生態系や環境保全について学ぶことができる山の生き物観察会・学習会等を開催します。

緑の将来像図



第6章 計画の推進に向けて

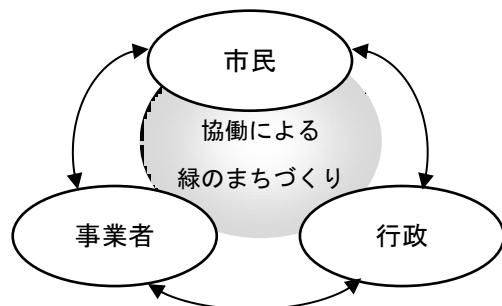
緑の基本計画に位置付けられた取組の推進に際しては、行政だけではなく市民や事業者も主体的に参画し、市民、事業者、行政がお互いの役割を理解し協力しながら、進めています。

また、事業・施策を着実に進めていくための体制づくりのほか、計画の進捗状況や、取組による成果を定期的に把握し、さらなる改善に結びつけるため、計画の進行管理を行います。

1. 市民・事業者・行政の役割

まちの主人公はそこで生活する市民であり、愛着と誇りを持てるまちをつくりあげていくためには、「自分たちで茨木市をより良いまちにしていきたい」という意識のもと、市民自らが自分の住むまちへの関心を高め、主体的に活動に取り組んでいくことが必要です。

これから茨木市の緑のまちづくりにかかる活動は、市民、事業者、行政のそれぞれの適切な役割分担と連携のもとで進めています。



市民の役割	<ul style="list-style-type: none">市民は、緑のまちづくりの主役として、自らの活動の中で緑の活用を図るとともに、緑のまちづくり活動に積極的に参加します。緑に関するセミナーやワークショップなどへ積極的に参加し、意見の表明や提案を行います。
事業者(民間企業、NPO、大学等)の役割	<ul style="list-style-type: none">協働を推進する際の基本的な考え方やルール等を定めた「いばらき協働基本指針・計画」を踏まえつつ、地域社会を構成する一員として緑のまちづくりに対する理解を深め、緑化活動等に参加・協力します。開発等を行う場合は、市が目指すまちづくりの方向性を十分理解し、周辺の環境や景観等に配慮した計画とします。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none">緑の基本計画に基づき、市の都市計画に関する事業の決定や見直し、地域制緑地の指定や都市基盤整備など、行政でなければできない取組を実施します。市民に最も身近な自治体として、市民への情報提供や意向把握、市民活動の支援、市民参加のしくみづくりなどに努めます。緑の普及啓発に向けたセミナーやワークショップなどを開催します。緑の保全、整備等を進めるにあたり、市の区域を超える広域的な取組については、国や大阪府、周辺市及び関係機関との連携・調整を図ります。

2. 計画を推進するための要件

緑の基本計画は、緑の将来像やその方向性などを示すものであり、今後、本計画に基づく事業、施策の実施に向け、効率的かつ効果的に進めていくため、推進体制の確立を初めとした以下の取組を進めます。

(1) 推進体制の確立

緑の基本計画に基づく取組を効率的・効果的に推進していくためには、公園・緑地に関する整備だけでなく、関連する様々な行政分野の総合的、一体的な取組が求められます。

このため、各行政分野を所管する部署間の連絡調整や情報交換の場を設置し、庁内における推進体制を確立します。さらに、必要に応じて市民や行政の参加も求めます。

(2) 財政基盤の確立

各種事業などの実施にあたっては、自主財源の確保や各種補助事業制度を積極的に活用するほか、既存事業の見直し、財源の効率的配分などにより健全な財政運営に努めます。

(3) 公的施設の整備更新や維持管理・運営管理に対する市民等の参加

効率的な財政基盤を確立する観点から、公的施設の整備・更新や維持管理などにおいて市民参加を促進します。

(4) 各行政機関との連携・協力体制の強化

市域をまたがる緑である山林や河川、道路の街路樹などにかかる事業等の実施にあたっては、国や大阪府、周辺市及び関係機関と必要な事項について協議するなど、適切な連携のもとに施策の推進に努めます。

3. 緑の基本計画の進行管理

緑の基本計画に基づく事業や施策を実行していくには、計画の進行管理が必要です。本計画の目標年次は、25年後を見通しつつ10年後の平成37年度としたものですが、今後の社会経済情勢の変化などにより、新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となることも予想されます。これらに柔軟に対応できるものとするために、計画の進行管理を行いつつ、5年ごとまたは社会情勢が大きく変化したと認められる時点で、本計画の見直しを行うこととします。

(1) PDCAサイクルの運用

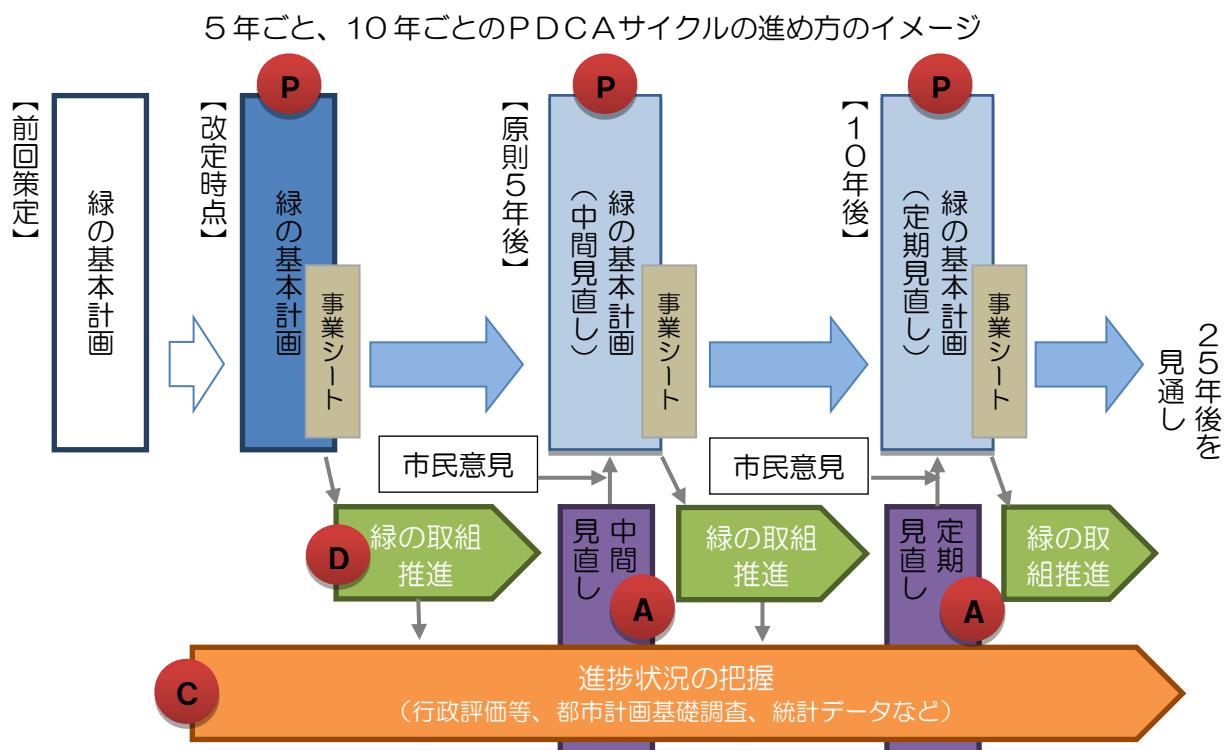
計画に基づき実施される施策・事業が効率的かつ効果的に実行されているかどうかを、PDCAサイクルにより検証します。

毎年、行政評価等を活用した事業進捗状況の把握及びそれに基づく事業内容の見直しを進めるとともに、5年後に計画の中間見直しを行い、10年後の定期見直しにつなげる進行管理プロセスを導入して計画の実効性を高めます。10年後については、計画の実施による成果を確認するための数値目標を設定します。

ただし、個々の緑の取組が進んでいく過程で、新たな課題や考え方が多く出てきたりした場合や上位計画の見直しに伴う改定の必要が生じた場合には、隨時改定を行うなど、柔軟な運用を図ります。

進捗状況や見直しの過程については、広報やホームページなどを通して公表します。

また、中間見直し及び定期見直しの際に、市民意見を反映させる仕組みを検討します。



①PLAN（計画）

- ・緑の将来像を実現するために、基本方針に基づく施策や施策に基づく事業等を位置付け、その中で5年で取り組む事業について、事業シートを作成します。
- ・事業シートにおいては、各年に実施する事業の目的や取組内容等について記載します。

②DO（実行）

- ・事業シートによる5年間の事業スケジュールにより、事業を推進します。
- ・市民、事業者、行政がそれぞれの役割を踏まえ、連携しながら施策、事業を推進します。

③CHECK（進行管理・評価・公表）

- ・計画の進行管理にあたっては、事業シートに基づく進捗状況を把握し、達成状況の検証・評価を行います。
- ・適宜、みどりの施策推進委員会に進捗状況等を報告するとともに、今後の事業実施手法や取組などについて助言を受けます。
- ・府内関係部署により構成される府内連絡会議を通じて、府内の横断的な協力関係の構築や情報交換を行います。
- ・進捗状況については、広報やインターネット等を活用し、市民に広く周知します。

④ACTION（改善）

- ・みどりの施策推進委員会による意見を参考に、計画策定の5年後に計画の中間見直しを行い、10年後の定期見直しまでの計画期間に進める施策や事業等を計画に位置付けます。
- ・10年後には、この間の施策、事業の進捗や評価や上位・関連計画の見直しなどについて総合的に整理し、計画の見直しを行います。
- ・計画の見直しにあたっては、アンケート調査やパブリックコメントなどを通じて市民意見・意向の把握に努めます。

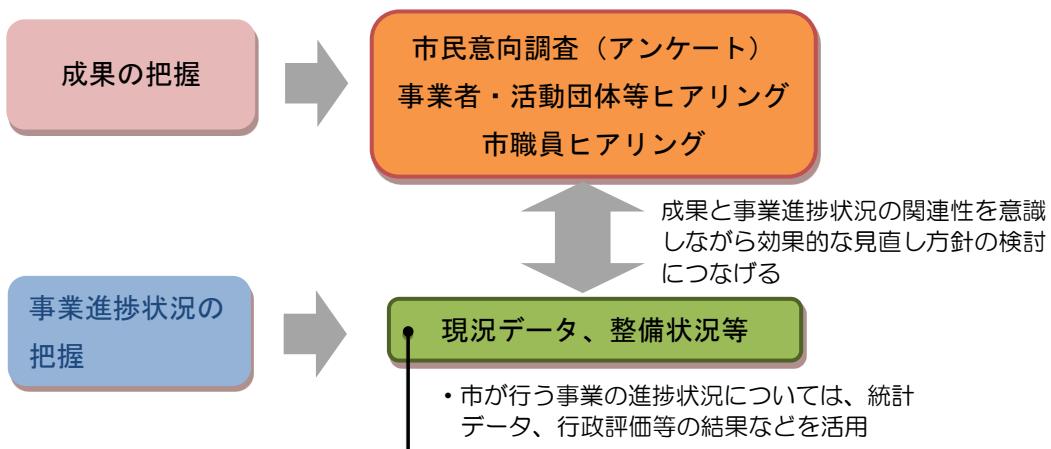
（2）評価の手法と目標の設定

5年ごとに行う計画の中間見直し、全面見直しにあたっては、総合計画の進捗管理のために行う市民意向調査（アンケート）及び事業者・活動単体等ヒアリング、市職員ヒアリングにより計画の達成度を測ります。市民意向調査（アンケート）においては、市の緑に対する総合的な満足度だけでなく、どの点に満足し、どの点が足りないのかなどについても把握し、計画の改善につなげていきます。また、ヒアリング調査により数値化が難しい定性的な成果の把握にも努めます。

また、毎年の事業の進捗状況については、毎年行う行政評価等や統計データの活用により達成度を評価します。

時期別の計画等の見直しにかかる作業内容等

タイミング	作業内容	評価や見直し作業にあたっての主要な要素
1年ごと	・次年度事業内容の見直し	・行政評価等
5年ごと	・計画の中間見直し（主に第4章以降の改訂） ・その時点から5年間の事業シートの作成	・市民意向調査（アンケート） ・事業者・活動団体等ヒアリング ・市職員ヒアリング ・みどりの施策推進委員会 ・緑にかかる統計データ等
10年ごと	・計画全体の見直し ・その時点から5年間の事業シートの作成	・社会潮流、国の動き ・市民意向調査（アンケート） ・事業者・活動団体等ヒアリング ・市職員ヒアリング ・みどりの施策推進委員会 ・緑にかかる統計データ等



「市の緑に対する満足度」の数値目標について

- ・計画の成果を評価する指標として「市の緑に対する満足度」についての数値目標を設定します。
- ・数値目標は、五段階評価で、満足、やや満足と評価した方の比率の合計について、以下のとおり設定します。

現在（平成27年度）の満足度※	19.4%
目標（平成37年度）	30.0%以上

（※茨木市緑の基本計画に関する市民アンケート調査 平成27年3月）

なお、評価と見直しの状況は、適宜公開し、その結果及び内容がどのように計画に反映されたかわかるような形で公表します。